

（仮称）篠原地区公園整備基本計画

甲斐市

令和4年3月

（令和5年12月改訂）

目次

1. 目的	1
2. 条件整理	2
2.1. 本公園の概要	2
2.2. 市の上位計画・関連計画	3
2.3. 本市における本公園のあり方	7
3. 活用アイデアの適性考察	16
3.1. 活用アイデア募集	16
3.2. 活用アイデアの分析	17
4. 市民ワークショップ	20
4.1. こどもワークショップ	20
4.2. 大人ワークショップ	21
5. 基本コンセプトの検討	24
5.1. 背景	24
5.2. 整備に係る事業コンセプト	25
6. 土地利用計画（配置案）	27
6.1. 配置案の設定	27
6.2. 市民ワークショップによる配置案	28
6.3. その他	32
7. 事業手法の検討	33
7.1. 整備及び運営・維持管理に係る事業手法の検討	33
7.2. 整備手法	34
7.3. 整備期間	36
7.4. 運営・維持管理	37
7.5. 民間事業者等プレヒアリング	40
7.6. 配置案別にみた事業手法評価	43
7.7. 一次避難地としての公園機能	44
8. 概算事業費の算出	47
8.1. 事業費単価の設定	47
8.2. 配置案別の事業費	47
9. 今後の検討方針	49
10. 参考資料	50
10.1. （仮称）篠原地区公園整備基本計画策定業務アドバイザー	50
10.2. 市民ワークショップ	50
10.2.1. こどもワークショップ	50
10.2.2. 大人ワークショップ	55
10.3. 市民フォーラム	66
10.4. 事業コンセプトに関する参考資料	67
10.5. 庁内における検討体制	68

1. 目的

（仮称）篠原地区公園（以下、「本公園」という。）は、山梨県緑化センター跡地及び隣接民有地を含む約 2.5 ヘクタールの敷地を、都市公園（地区公園）として整備するものである。

県内における緑化推進の拠点施設であった「山梨県緑化センター」は、県の事業見直しにより施設廃止の方針が示され、市民等による施設の存続を求める署名が集められたものの、平成 26 年 3 月をもって廃止された。

市では、施設の存続と機能・役割の継承を求める多くの市民等の要望を考慮し、さまざまな検討を進め、令和 2 年度に都市公園区域及び都市計画用途変更の決定を行い、県から跡地全体を取得しており、令和 3 年度には隣接する民有地を取得している。

また、多くの市民に参画していただくため、事業内容について市民・団体、児童生徒等から広く活用アイデアを募集し、1,680 通、4,250 件の提案が寄せられ、本事業に対する市民の関心は非常に高いものとなっている。

これまでの背景を考慮し、既存施設の機能と役割を継承しながら、緑を活かし、緑に親しむ学習拠点、幅広い世代の地域交流拠点となる都市公園整備に向けて、市民の合意形成を図るため、市民の意見を反映した市民参加による公園の整備基本計画を策定するものである。

2. 条件整理

事業背景、施設の状況（樹木配置状況、希少品種の生息状況等）、市上位計画・関連計画、本市における本公園や防災機能のあり方について整理を行う。

2.1. 本公園の概要

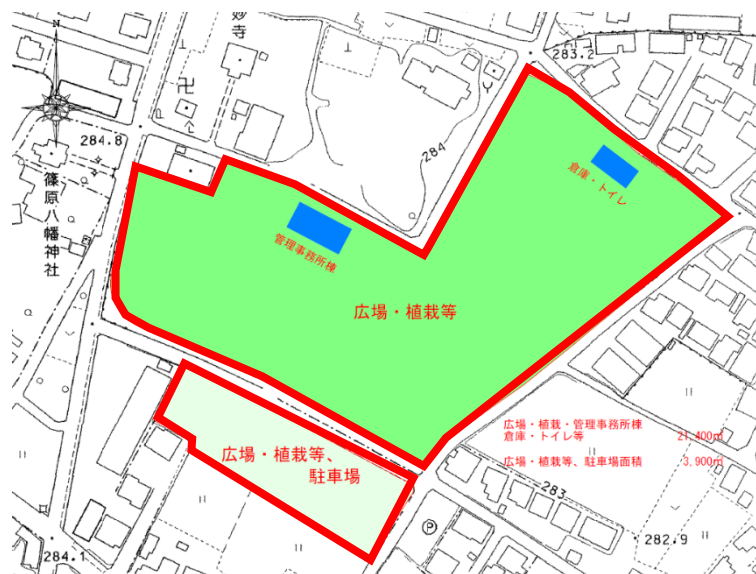
位置：甲斐市大字篠原字八幡前、他

面積：約 25,300 m²



資料：甲斐市全図より本公園の区域を赤色枠で縁どり

図 1 公園位置図



資料：都市計画決定図面、赤色枠が本公園の区域

※都市計画決定時の図面であり、詳細な整備内容については本計画に基づき今後決定する。

图 2 公园区域图

2.2. 市の上位計画・関連計画

本市は、平成16年（2004年）9月1日の合併後、平成18年3月に策定した第1次甲斐市総合計画では市の将来像として『緑と活力あふれる生活快適都市』を掲げ、その実現を目指して、旧3町の融合・一体化を図りながらまちづくりを進めてきた。

令和2年3月に策定した第2次甲斐市総合計画後期基本計画では、資源・環境制約への対応、厳しい財政下での市政運営と協働、SDGs（持続可能な開発目標）への取組、新技術の進展（AI等の新しい技術革新）など社会の潮流を踏まえ、活力のあふれるまちづくりに重点をおきながら、甲斐市の市名の由来でもある「交（か）い」と「甲斐市まちづくり基本条例」に基づき、交流と協働の推進を軸として『緑と活力あふれる生活快適都市』の実現に向けて取り組んでいる。

表1 本市の上位計画・関連計画

計画名	概要（関連部分抜粋）								
第2次 甲斐市総合計画 （平成28年3月） 後期基本計画 （令和2年3月）	将来像「緑と活力あふれる生活快適都市」 1 まちづくりは人づくり 生涯にわたる学びのまち（教育・文化） 2 健やかで心ふれあう安心に暮らせるまち（福祉・健康） 3 美しい景観と快適で安全な都市機能を築くまち（都市・建設・交通・防災） 4 自然と生活が調和した環境を築くまち（環境） 5 交流と協働による未来を拓く活力あふれるまち（産業・行政） ■今後の施策の方向：公園の整備 「公共施設等総合管理計画」の基本的方針を受け、公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な管理・整備を行います。 都市公園については、既設の都市公園、市立公園、その他の公園・広場等の配置状況を勘案し、身近に公園を持たない地区を対象に市民と協働し整備を図ります。 また、施設利用の活性化に向けた施設内容の見直しや、市民による自主的な施設管理の拡大、民有地の活用による憩いの場づくり、市民の健康増進に繋がる施設の整備などを検討していきます。 ■成果指標 <table><tr><th>達成目標 指標</th><th>現状値 （平成30年度）</th><th>令和2年度 目標値</th><th>令和6年度 目標値</th></tr><tr><td>一人あたりの 都市公園面積</td><td>7.0㎡/人</td><td>7.2㎡/人</td><td>7.5㎡/人</td></tr></table>	達成目標 指標	現状値 （平成30年度）	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値	一人あたりの 都市公園面積	7.0㎡/人	7.2㎡/人	7.5㎡/人
達成目標 指標	現状値 （平成30年度）	令和2年度 目標値	令和6年度 目標値						
一人あたりの 都市公園面積	7.0㎡/人	7.2㎡/人	7.5㎡/人						
第2期甲斐市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略 （令和2年）	基本目標 1 安定した雇用を創出する産業振興 基本目標 2 都市と自然の魅力を活かした定住促進 （1）東京圏からの人口流入の創出 【重点的な取組】山梨県緑化センター跡地の活用 基本目標 3 次世代育成のための包括的な支援 基本目標 4 人がつながり活力を生み出すまちづくり （1）既存公共資源を利用したまちづくりマネジメント支援 【戦略的な取組】山梨県緑化センター跡地活用事業 【重点的な取組】都市公園・市立公園の整備、維持								
甲斐市国土強靱化地 域計画 （令和4年3月）	第6章 脆弱性評価と推進方針（目標 1） 目標 1 直接死を最大限防ぐ 1－1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 【重点 1－1－2】インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進 【都市公園の整備】 ・現状及び脆弱性評価結果 公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「甲斐市公園施設長寿命化計画」を平成29年3月に策定し、この計画に基づき、計画的な管理・修繕を行っている。また、山梨県緑化センター跡地に整備する「（仮								

	称) 篠原地区公園」については、防災機能を有した都市公園として整備を図る必要がある。 ・推進方針 山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「(仮称) 篠原地区公園」については、防災機能を有した都市公園として整備を図る。【新規】 また、「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の管理・修繕を行う【新規】
甲斐市都市計画 マスタープラン (令和4年3月)	第3章全体構想 3-2 都市施設等の構想 (3) 公園・緑地 ①公園緑地の基本的な考え方 【公園・緑地の概況】 本市の公園・緑地は、本市のシンボルとなっている赤坂台総合公園(ドラゴンパーク)や敷島総合公園、玉幡公園(Kai・遊・パーク)、双葉水辺公園など、街区公園5か所、近隣公園7か所、地区公園2か所、総合公園2か所、運動公園2か所の計18か所の都市公園が整備されています。 このほか、都市公園以外の公園・緑地として、境公園や響きが丘中央公園などの市立公園が5か所、その他として荒川河川公園が配置されており、市民等多くの人にとっての憩い・交流・レクリエーションの場として利用されています。 また、現在、旧山梨県緑化センター跡地を活用した新たな都市公園として「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」となる「(仮称) 篠原地区公園」の整備を進めています。 【公園・緑地の基本的な考え方】 ・良好な住環境の向上を目指し、本市における人々の憩い・交流・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、また、生態圏の維持・形成の場として、そして、災害・防災面も考慮し、既存施設の機能の充実を図ります。 ・公園・緑地と周辺に広がる豊かな山々や河川といった自然環境との連続性に配慮し、それらを結びつけることで、本市全体として自然環境が感じられるように努めます。 ②公園・緑地の構想 ■人々の憩い・交流。・レクリエーションによるコミュニティの形成の場として、既存施設の機能の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、市街地内における身近な緑として、維持管理及び保全に取り組みます。 ・旧緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」として、「(仮称) 篠原地区公園」の整備を進めていきます。 ・既存の公園・緑地また、新たに整備する公園は、地域住民の理解と協力のもと、必要に応じて機能の更新を図り、安全性の確保に努めるほか、高齢者等に配慮した園路・広場、トイレ、駐車場、案内看板等のバリアフリー化など、利便性の向上を図ります。 ・防災公園以外の公園にも、防災設備を整備し、新たな防災公園へ位置づけることを検討します。 ・公園・緑地等は、公共空間としてだけでなく、グリーンインフラとして、防災・減災、生物多様性保全、水循環の維持等の観点から、保全及び有効活用によるまちづくりに取り組みます。 第4章ゾーン別構想 4-2 市街地ゾーンにおけるまちづくりの実現に向けて (1) まちづくりテーマ・目標「みんなで創り 築く 快適なまち」 ・環境への負荷を軽減し「『ゼロカーボン』を目指したまちづくりの形成」を図ります。 ・激甚災害や水害など、自然災害への対策を講じた「誰もが安心安全に生活できる空間の形成」を図ります。 ・公民館やその他の公共施設等を活用し、「人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成」を図ります。 ・地場産業や歴史・文化遺産を活かし、「地域の活力を支える産業空間の形成」を図ります。 (2) まちづくりの構想の設定 【人々の憩いや触れ合いがあふれる交流の場の形成】

	既存の公園・緑地については、交流や憩いの場としての活用を促すため、地域住民や利用者等のニーズに応じ、高齢者等に配慮したバリアフリー化や防災機能の拡充についても検討するとともに、協働の観点から市民、団体などによる公園の維持管理を進めていきます。また、ニーズに応じた新規整備などを検討します。 - 旧緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しむ学習拠点」として、「（仮称）篠原地区公園」の整備を進めていきます。 【様々な交流や賑わいのある空間の形成】 - 市街地内で貴重な緑を多く残す、旧山梨県緑化センター跡地を活用し、「幅広い世代が交流する賑わいと憩いの場の形成」、「緑に親しみ学習する拠点」となる「（仮称）篠原地区公園」の整備を進めます。 5－2ゾーン別における実現化方策 1）竜王地区 - 山梨県緑化センター跡地は、「（仮称）篠原地区公園」として整備を進め、新たな交流や賑わいを創出する空間を形成します。 - 山梨県緑化センター跡地は、地域住民のニーズに合った公園として整備するため、ワークショップ等を実施、また、防災機能を有する都市公園「（仮称）篠原地区公園」として整備
甲斐市 緑の基本計画 （平成21年3月）	基本理念 「森・里・まちの緑を愛して心豊かに～ガーデンシティ・甲斐をめざして～」 ■緑の基本方針 - 竜王・敷島・双葉庁舎周辺及び竜王駅周辺を「花と緑の拠点」と位置付け、積極的な緑化を推進・誘導します。 - 緑を市民と連携しながら、保全・管理し、緑の名所として地域の魅力づくりに役立てるとともに、市民の身近な憩いの場の設置を検討します。 ■計画の実現に向けた施策の方針 【施策】花と緑のまちづくり事業の拡充 「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向けて、個人が行う家庭の庭などのガーデニングのほか、市民・企業と連携して、公共施設及び道路などへの樹木植栽や花壇設置を積極的に推進します。また、市民が、それぞれの記念に合わせて自主的に樹木を植栽するように誘導するとともに、植栽樹種や植栽場所等を検討します。
甲斐市景観計画 （平成27年2月）	基本理念「風土と歴史を尊び、交流と協働で育む「新・百年の景」」 ■景観まちづくりの基本方針 - おもてなしを感じさせる景観をつくる - 親しみのもてる暮らしの景観を育てる ■景観まちづくりの推進に向けた施策 - 市民の自発的な景観まちづくりを促進する - 市民参加の場や機会の提供 - 市民活動を促す仕組みづくり - 熱意ある人材の育成 - 景観まちづくりを通じたコミュニティの活性化 - 景観まちづくりを通じた観光・交流の促進 【景観形成推進ゾーン】甲斐市役所周辺ゾーン 市役所周辺は、竜王図書館、竜王北部公園、竜王小学校など主要な公共施設が集積し、近年、庁舎の増築、アクセス道路の整備などが行われ、本市の顔となる行政文化ゾーンが形成されています。 今後も、公共施設周辺の景観の質的向上を図るとともに、まちの軸となる甲斐中央線の道路景観や沿線のまちなみ景観の向上が望まれます。
甲斐市 環境基本計画 （改訂版） （平成29年3月）	環境の将来像「快適な環境で健全な生活があるまち」 望ましい環境像2 緑に囲まれた自然豊かなまち 【基本施策】 森の緑の保全 【施策の方向性】森林の保全活動の推進、生物多様性の確保 望ましい環境像3 人と自然とが共生するまち 【基本施策】 優れた景観の保全・整備、市街地の緑の創出 【施策の方向性】市街地緑化の推進、公園整備の推進 望ましい環境像6 各主体が協働で取り組むまち 【基本施策】 協働の取り組み体制の構築 【施策の方向性】協働まちづくりの推進

第4次甲斐市 行政改革大綱 (令和3年3月)	改革の重点項目 ・健全な財政運営 ・効率的、効果的な事業の推進 ・公共施設の適正管理
甲斐市公共施設等 総合管理計画 (令和4年2月)	基本方針1 管理コストの縮減と財源確保 基本方針2 予防保全による長寿命化公共施設等の管理に関する基本的な考え方 基本方針3 施設総量の削減と配置の適正化 5.施設類型ごとの取組方針 5.1.公共施設(10)公園【取組方針】 ■公園施設は健全度調査を実施し、施設の劣化及び損傷状況を確認して、適切な長寿命化対策により、施設の延命化を図ります。
第2次甲斐市 創甲斐教育推進 大綱 (令和2年3月)	基本理念「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」 基本目標1 心豊かにたくましく、共に生きる甲斐っ子づくり 基本方針1 バランスのとれた知・徳・体の育成 【施策項目】豊かな心の育成、健やかな体の育成 基本方針2 ふるさとに誇りや愛着を持ち、活躍できる人材の育成 【施策項目】地域や社会で活躍する人材の育成 基本目標2 人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくり 基本方針4 生涯学習・文化活動の推進 【施策項目】生涯学び、活動できる環境の整備充実
甲斐市 まちづくり基本条例 (平成25年10月)	目的「本市におけるまちづくりの基本的なあり方や、まちづくりの担い手の役割を定めることにより、協働によるまちづくりの実現を図ることを目的とします。」 基本理念「市民、地域コミュニティ、議会及び市は、市民参加と協働のまちづくりの推進を目指すものとします。」
甲斐市 地域防災計画 (令和5年3月)	第2章 災害予防計画 第4節 防災施設・資機材の整備計画防災機能を備えた公園の整備 第2 防災機能を備えた公園の整備 大規模災害に備え、一次避難地等としての機能を備えた公園(防災公園)を整備する。現在、市内の防災公園は3箇所整備済みであり、山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「(仮称)篠原地区公園」については、一次避難地としての防災機能を備えた都市公園として整備を進めている。今後も、計画的に防災公園や防災機能を備えた公園の整備を進める。 ※計画時点(令和5年3月)では、志麻の里公園(島上条公園)竜王中部公園、上八幡公園(やはた公園)の3箇所が整備済みである。 (1) 備蓄倉庫等を備えた管理施設等の整備 大規模災害に対処するための防災資機材や非常食等を保管できる備蓄倉庫、救援物資集積所等に利用可能なホールを備えた施設を公園内に整備する。 (2) 芝生広場の整備 応急仮設住宅等の建設に対応できる芝生広場を整備する。 (3) その他施設の整備 大規模災害時に使用できるマンホールトイレの設置スペースやかまどベンチ等を整備する。
障がい福祉計画・障がい児福祉計画	基本理念「地域社会で共に生き、支え合う共生のまちづくり」 基本的な視点 3 地域生活を支援する拠点づくりや地域で支える体制づくりの推進 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 7 障がい者の社会参加を支える取組

2.3. 本市における本公園のあり方

(1) 本公園の都市計画決定について

本公園は、都市において必要となる公共的な都市施設として都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 2 号に定める公園として、都市計画決定している。公園の整備後は、原則、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づき、管理を行う。

都市計画区域：甲府都市計画区域

都市公園の種別：地区公園

都市計画決定日：令和 3 年 3 月 5 日

(2) 本公園の整備方針

山梨県緑化センター跡地を活用して、新たに都市公園(地区公園)整備を行う本事業については、既存施設の緑化機能・役割を継承した、緑に親しみ学習する拠点、幅広い世代の交流による賑わいと憩いの場の形成などによる地域交流拠点として整備する方針である。なお、詳細な整備内容については、今後決定するものである。（都市計画決定資料より抜粋）

※ 本公園は、「篠原地区公園」として都市計画決定しているが、整備内容など今後決定するものであるため、本計画では、「（仮称）篠原地区公園」とする。

(3) 周辺道路の整備

本公園の利用者は、市内を南北に縦断する県道甲斐中央線から、徒歩や自転車、車など、さまざまなアクセス方法による来園が見込まれることから、公園整備と併せ、公園利用者の利便性向上と歩行者の安全性を確保した周辺道路整備が必要となる。

公園へのメインの進入路となる市道緑化センター八幡前線は、公園整備に伴い、市民バスの乗り入れや保育園、学校などの校外活動における大型バスの乗り入れを想定していることから、道路構造令に準拠した歩車道の拡幅整備を検討する必要がある。

また、県道甲斐中央線の本公園に隣接する区間は、歩道部が約 1 メートルと非常に狭小であるとともに、幹線市道との交差点が近接するなどといった周辺の道路状況を考慮し、歩道部の拡幅や北進車線への右折レーン増設など、県と道路整備に向けた協議を図る必要がある。

このほか、県緑化センター跡地北区画、及び、中央区画の間を通る市道篠原八幡前線については、都市公園として一体的な土地利用を図るため、公園区域に含まれる一部区間の用途廃止を検討するとともに、園路整備などの周辺住民の利便性を考慮した代替機能を確保し、本公園に接する他の市道についても、利用者の安全性に配慮した公園内の園路の配置について検討する。

(4) 本市における都市公園の種類

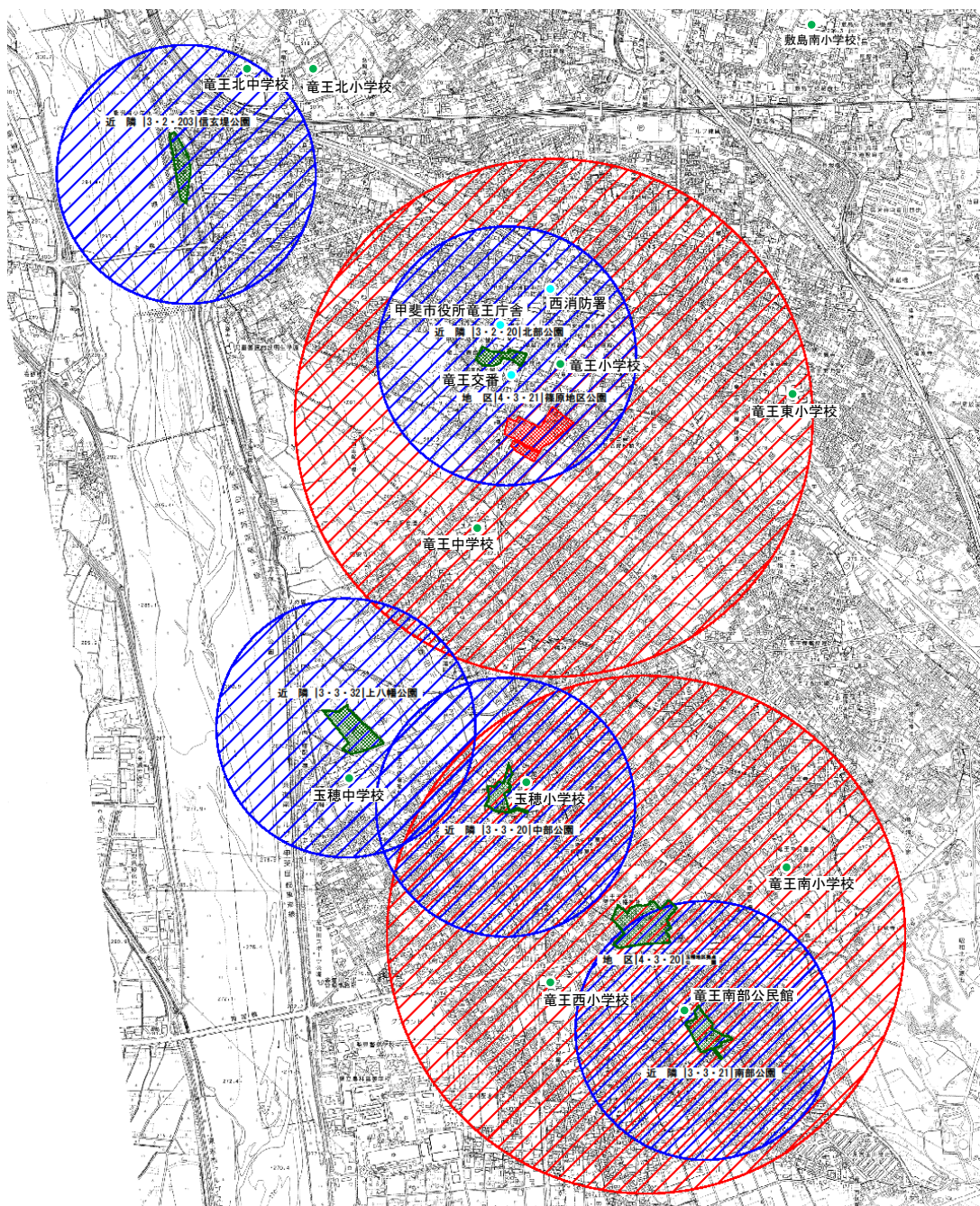
都市公園の種類と本市内の都市公園について下表にまとめる。

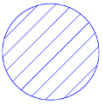
表 2 都市公園の種類と本市に立地する都市公園

種類	種別	都市公園の配置及び規模の基準 甲斐市都市公園条例第 1 条の 3	誘致圏 (参考※1)	市内の 都市公園
住区基幹公園	街区公園	それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮する。	半径 250m	名取公園、篠原街区 1 号公園、篠原街区 2 号公園、篠原街区 3 号公園、カルチャーパーク
	近隣公園		半径 500m	竜王北部公園、信玄堤公園、竜王中部公園※2、竜王南部公園、中下条公園、志麻の里公園（島上条公園）※2、上八幡公園（やはた公園）※2
	地区公園		半径 1,000m	（仮称）篠原地区公園、玉幡地区拠点公園（Kai・遊・パーク）、双葉水辺公園
都市基幹公園	総合公園	主として市民全般的な休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定める。		赤坂台総合公園（ドラゴンパーク）、敷島総合公園
	運動公園	（山梨県都市公園条例第 2 条の 4） 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とする。	—	釜無川スポーツ公園（山梨県設置）、西八幡公園
その他		・ 公害又は災害を防止し、緩衝地帯とすること ・ 風致の享受の用に供すること ・ 動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護 ・ 市街地の中心部における休息又は観賞の用に供すること 等上段以外の目的により設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定める。	—	（設定なし）

※1 住区基幹公園における誘致距離の数値表示は、平成 15 年 3 月の都市公園法施行令の改正に伴い廃止され、より柔軟に地域の状況に即した都市公園の整備を促進することとなっているため、参考として標準的な誘致距離を示している。

※2 竜王中部公園、志麻の里公園（島上条公園）、上八幡公園（やはた公園）については、防災公園に指定されている。



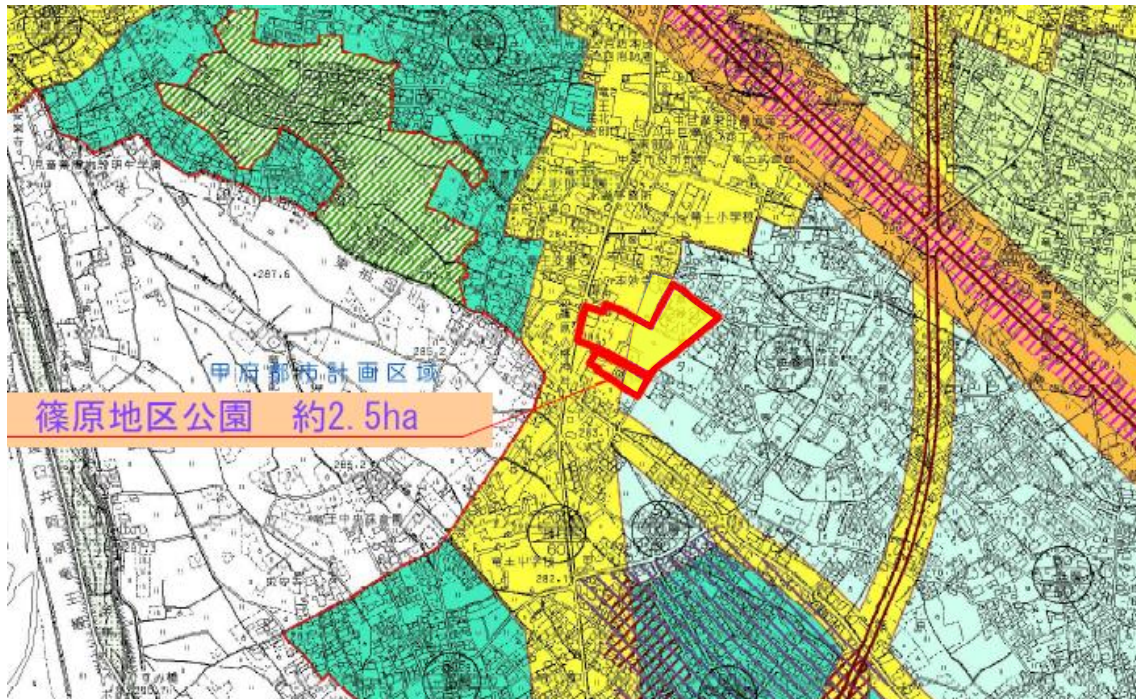
凡例	
	近隣公園誘致圏 (半径 500m)
	地区公園誘致圏 (半径 1,000m)
	指定避難場所
	防災関係機関

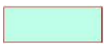
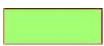
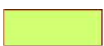
資料：都市計画決定図面（表 2 をもとに誘致圏を当該公園の図面に反映したもの）
に指定避難場所と防災関係機関をプロット

図 3 誘致圏図

(5) 用途地域との関連

本公園周辺の土地利用は、下図のとおり主に住宅系の用途地域となっている。



用途地域 凡例			
	第一種低層住居専用地域		第一種住居地域 ¹
	第二種低層住居専用地域		第二種住居地域
	第一種中高層住居専用地域		準住居地域
	第二種中高層住居専用地域		近隣商業地域

資料：都市計画決定図面に令和３年３月５日告示された甲府都市計画区域内の用途地域の変更（「第二種低層住居専用地域」から「第一種住居地域」）を反映及び本公園の区域を赤色枠で縁どり

図４ 本公園周辺の用途地域図

¹ 第一種住居地域 建ぺい率：60%、容積率：200%、日影規制：5h/3h 4m

(6) 都市公園内に整備できる施設（公園施設）

都市公園に整備する施設は、都市公園の効用を全うするため、都市公園法第2条第2項に定められた公園施設とする必要がある。したがって、本公園の整備において、原則としてこれらの施設用途を前提として検討を進める必要がある。

表 3 都市公園内に整備できる施設一覧

種類	具体的な指定（都市公園法施行令第5条）
園路及び広場	園路、広場
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石、その他これらに類するもの
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの ＊上記のほか、都市公園ごとに、市条例で定めることも可能
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの ＊上記のほか、都市公園ごとに、市条例で定めることも可能
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他これらに類する工作物 ＊上記のほか、都市公園ごとに、市条例で定めることも可能
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑、その他これらに類するもの 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの ＊上記のほか、都市公園ごとに、市条例で定めることも可能
便益施設	飲食店（風営法（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの
管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するもの（風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、前3つの発電施設に類するもの（都市公園法施行規則第1条））、その他これらに類するもの
都市公園の効果を全うする施設	展望台、集会所、食糧・医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設（耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設（都市公園法施行規則第1条の2））

※水色網掛部分は甲斐市都市公園条例第1の4第2号による建ぺい率の特例が受けられるもの（次ページ参照）

(7) 建築面積の基準

都市公園では、オープンスペース確保のため、都市公園の敷地面積に対する公園施設の建築面積の割合となる建ぺい率を規定している。

この割合は、各地方公共団体か都市公園法に定められた建ぺい率を参酌し条例で定めるとされており、本市では甲斐市都市公園条例においてその基準を定めている。

また、「表4 本公園における最大建築面積」を、大まかに公園位置に投影すると下図のようになります。



資料：「Google マップ」を基に、本公園の区域を赤色枠、表4の最大建築面積を黄色・ピンク色・緑色で大まかに縁取りし作成

図6 本公園における最大建築面積の大まかな投影図

(8) 公園施設に関する制限等（都市公園法施行令第8条）

公園内の建築面積の制限に加え、以下の施設用途については制限が生じる。

① 運動施設

運動施設の敷地面積の総計は、都市公園の面積に対し50%を超えてはならない。

（甲斐市都市公園条例第1条の5（都市公園法施行令第8条第1項の基準を参酌））

② メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他これらに類する遊戯施設

利用料金を取るものについては、公園の敷地面積が5ha以上必要である。

⇒本公園では設置できない。

③ ゴルフ場

公園の敷地面積が50ha以上必要である

⇒本公園では設置できない。

④ 宿泊施設

都市公園の効用を全うするため特に必要があると認められる場合のほかは設けられない。

⑤ その利用に伴い危害を及ぼすおそれがあると認められる公園施設

さくその他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない。

⑥ 照明施設

都市公園において保安上必要と認められる場所には、照明施設を設けなければならない。

(9) 防災機能

本公園は、市役所・図書館など公共施設が集積する立地でもあるほか、市の災害時指定避難場所である竜王小学校及び竜王中学校に近接している。また、誘致圏 1,000m の地区公園であり、多くの住民が集う公園施設を想定しているが、現時点では地域防災計画において避難所や防災公園等防災拠点としての位置づけはない。

本公園区域の想定浸水深は、0.5～3.0m 未満とされている（平成 29 年 3 月国土交通省関東地方整備局告示第 71 号、令和 4 年 3 月改定：甲斐市洪水ハザードマップ）ことを考慮すると、近接する市役所機能や指定避難場所の補完、火災時の延焼遅延の機能、地震や洪水といった災害における一時的な避難場所などに対応できる防災機能にも配慮することが必要と考えられる。

（参考）防災公園の整備について

防災公園とは、都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、地震災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難地等として機能する地域防災計画等に位置づけられる都市公園等のことを指す。

防災公園としての住区基幹公園の活用状況：身近な街区公園、近隣公園等の住区基幹公園は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として機能している。

資料：国土交通省都市局公園緑地・景観課 HP

(10) 緑化に関する基準

本市では、潤いのある水と緑に囲まれたまちづくりを進めるため、様々な緑化推進事業や公共施設の緑化に取り組み、『甲斐市緑のまちづくり条例』において「公園における緑化に関する基準」を定めている。それによると、以下のとおり、公園の敷地面積から建築物や不足施設の面積を差し引いた緑化可能面積の50%以上を緑地とすることとされている。

緑化可能面積〔敷地面積－（建築面積＋付属施設面積*）〕の50%以上の緑地があること。

※ 付属施設面積：駐車区域、材料や機械器具置場（いずれも区画され利用実態を伴うもの）など緑地の確保が困難な敷地面積

表 5 （参考）緑地面積の算出基準換算例

種類	樹木名及び説明	緑地面積の換算
高木	成木時に高さ 5m 以上となるもの（植栽時に高さ 3m 以上）クスノキ・イチョウ・モッコク・シラカシ・ケヤキなど	1 本当たり 10.0 m ²
中木	成木時に高さ 3～5m 以上となるもの（植栽時に高さ 2m 以上）ツバキ・ハナミズキ・キンモクセイ・サザンカ・カナメモチなど	1 本当たり 5.0 m ²
低木	高木・中木以外の樹木 サツキ・アオキ・ドウダンツツジ・アジサイ・コノテガシワなど	1 本当たり 0.3 m ²
地被植物	グラウンドカバーなどとして用いられる地表を被う植物 芝生・シバザクラ・アイビー・ツタ・ササ類など	地表を被った面積
花壇	草花等を植えるために、土を盛り上げたり縁石などで仕切りした一定の場所	花壇の形成面積 （縁石部分を含む）
生け垣	道路等との仕切りとしての連続性のある樹木による垣根で、高さ 1m 以上の樹木が、1m ごとに 2 本以上植えてあるもの	生け垣の延長に 1m を乗じた面積

資料：甲斐市緑のまちづくり条例

3. 活用アイデアの適性考察

以上の本公園整備に係る条件整理を踏まえて、本公園の活用アイデアについて検討する。

3.1. 活用アイデア募集

(1) 募集概要

- ① 募集期間 令和2年11月25日～令和3年1月8日
※学校関係者のみ、令和3年1月20日まで
- ② 募集方法 メール、ファックス、郵送または窓口へ持参
- ③ 周知方法
 - ・「広報甲斐」令和2年12月号に掲載
 - ・市ウェブサイトに掲載
 - ・市内の小中学校及び県立高校へ依頼
- ④ 施設見学会 各方面から広く意見・提案をいただくため、令和2年12月11日～13日の3日間、山梨県緑化センター跡地を開放。108人が来園した。

(2) 応募状況

募集期間中、市民・団体、市内小中学校及び県立農林高等学校の児童生徒から合計1,680通の応募があった。

表6 活用アイデア応募通数一覧

区分	応募通数
①市民・団体	106通
②学校関係（小学校）	658通
③学校関係（中学校）	854通
④学校関係（農林高校）	62通
合計	1,680通

(3) 寄せられたアイデアの一例

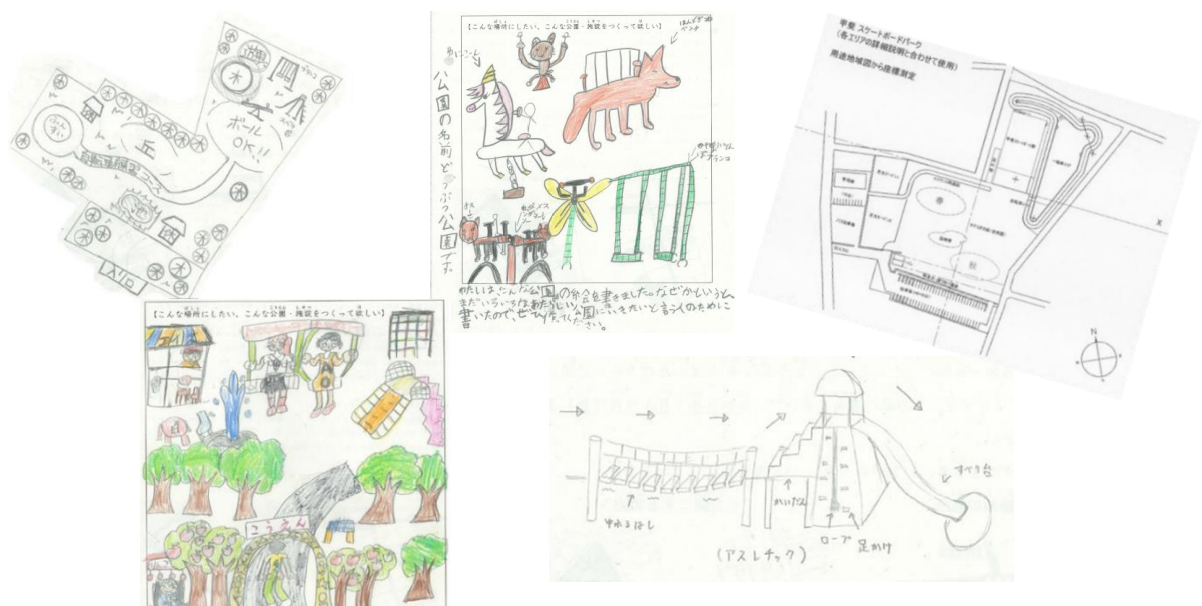


図7 寄せられたアイデアの一例

3.2. 活用アイデアの分析

(1) 概要

市が実施した活用アイデア募集に寄せられた 1,680 通では、延べ 4,250 件のアイデアが提案されている。類似するアイデアを 19 の分野に整理した結果を以下にまとめる。

応募いただいた通数		1,680 通の提案を類似するアイデアごと 延べ4,250 件に整理しました。	
区 分	通 数		
市民・団体	106		
学校関係 (小・中・高)	1,574		
合 計	1,680		
		公 園	アクティビティ
		遊具全般、屋内遊具、芝生 広場、休憩施設、川・池(水 遊び)、小さな子どもから お年寄りまで楽しめる公園 1,008#	アスレチック、ドッグラン(ペッ ト入園可)、スケートボード、 アウトドア(キャンプ等)、ジョ ギングコース、プール 671#
		自然・植物	
		貴重な植物を保存、花木を 植えて花壇、昆虫採集、木 を活かした遊具、ツリーハ ウス、自然のまま遊具不要 562#	
ス ポ ー ツ	子 育 て	飲 食 ・ 物 販 (サービス)	福 祉
体育館やグラウンド(サッ カー、バスケットなど部活 動の練習)、オリンピック・ パラリンピック競技体験 465#	乳幼児等年齢別の遊具、 子育て支援センター・相談 所、子育て世代の親子3世 代が集える施設 392#	カフェ、レストラン、自動販 売機、地産地消できる飲食 店・直売所、ショッピング モール、駄菓子屋 273#	インクルーシブ遊具(障が いのある人に対応)、バリア フリー、お年寄りの憩い の場、福祉施設 160#
展 示	娯 楽 施 設	学 習	景 観 ・ 展 望
動物園(動物とのふれあ い)、水族館、展示室(市民 発表の場)、プラネタリウ ム、植物園(展示・育成) 123#	遊園地(ジェットコース ター、ゴーカートなど)、映 画館、ゲームセンター、温 泉施設、ミニSL 115#	体験施設(ものづくり)、自 習室、ワーキングスペース、 図書館(こども図書館)、防 音室(楽器)、校外学習の場 102#	イルミネーション・ライト アップ、映えスポット(木を 活用・富士山・カラフルな 遊具)、展望台、観覧車 93#
イ ベ ント	防 災	市 民 参 加	環 境
イベント広場(季節ごと開 催)、全天候型の大型テン ト、発表会ができるホー ル、ステージ、花火大会 53#	防災公園(災害時の避難 所・備蓄倉庫)、災害支援 センター、発電機や井戸を 備える、避難用の高台 50#	清掃・管理ボランティア(住 民、小中高生の手伝い)、将 来を担う若い人の意見、検 討委員会、ワークショップ 38#	太陽光・風力発電、樹木に よるCO ₂ の吸収、動物(犬・ 猫)保護施設、リサイクルス テーション、環境にやさしく 32#
農 業 ・ 産 業	歴 史	医 療	そ の 他
保育園・小学校の農業体 験(収穫体験)、農業園芸 教室、市民農園、野菜工 場、田んぼ・畑 23#	民俗資料館(埋蔵文化 財)、山梨県・甲斐市の歴 史文化、武田信玄(信玄堤) を学ぶ施設 19#	救急センター、病院(内科・ 皮膚科・MRI・CT)、コロナ 対策に専用の病室を増や す、保健所・保健センター 11#	整備運営費の削減、次世代 に負担をかけない、利益が あれば管理費に充てる、公 共施設の統廃合、事業中止 60#

図 8 活用アイデアの 19 分野

(2) 市民ニーズの抽出

提案があった活用アイデアの内容を、テキストマイニングにより分析し、さらに相互に関連性のあるキーワードから想定される市民ニーズを以下のとおりまとめる。

※ 「テキストマイニング」とは、大量の文章からなるデータを単語や文節で区切り、それらの出現の頻度や共出現の相関などを解析するテキストデータの分析方法。

活用アイデアのうち、約94%を占める小・中・高校生のアイデアでは、「自由」、「遊び」、「楽しみ」、「多様性」及び「思いやり」などのニーズがひとつのまとまりとして構成されていることから、多様な子どもたちが自由に楽しむことのできる場というイメージが窺える。

また、市民・団体のアイデアでは、「多様性」や「思いやり」を中心に、「コミュニティ」や「休息」、「創造性」や「遊び」、「楽しみ」といったニーズがみられることから、多様な市民が創造的活動や遊び、楽しみなどを通じて新たなコミュニティが生まれる場というイメージが窺える。

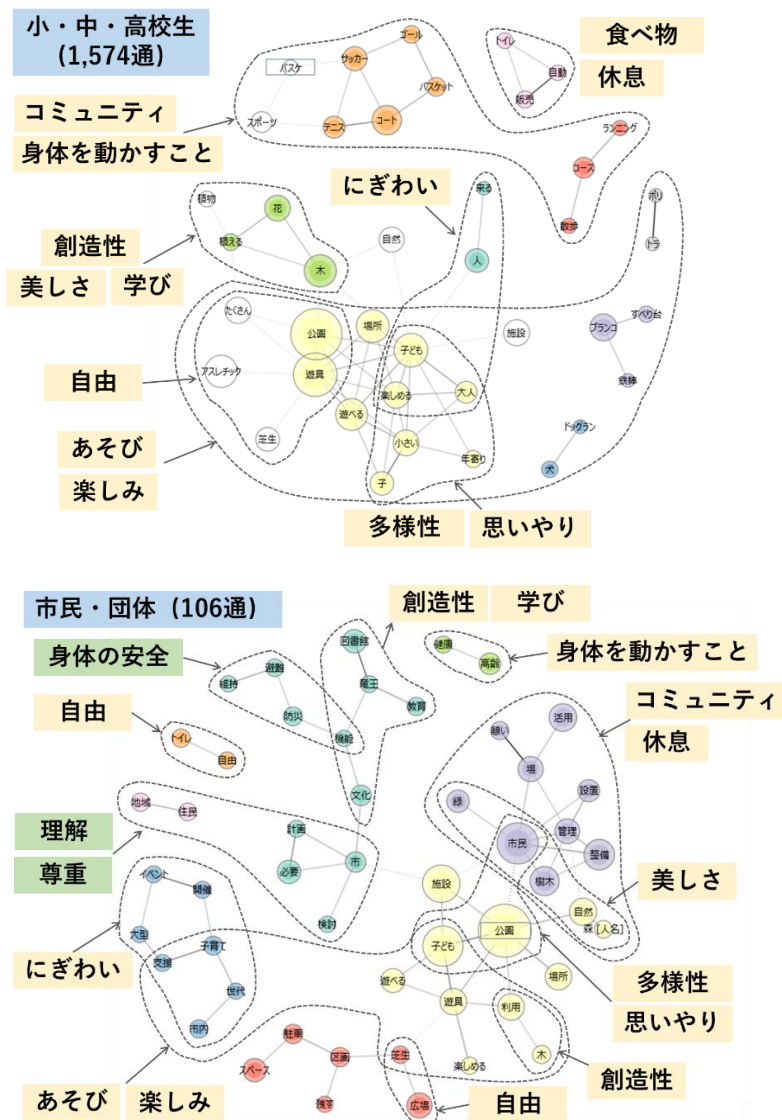


図 9 活用アイデアのテキストマイニング及びニーズ（小・中・高校生、市民・団体）

以上の分析結果から、市民ワークショップにて検討対象となる 5 つのテーマを以下のとおり設定する。

子どもから大人まで、スポーツなどの屋外活動を通じて新たなつながりを生み出すことのできる場を設ける。

自然の中でのんびり休息を取ったり、屋外で食事を楽しんだりできる場を設ける。

樹木を活かしたアスレチックや遊具などで、子どもたちがのびのび遊ぶことのできる場を設ける。

既存の樹木や植物を中心に、自然を観察したり草花を育てたりすることのできる場を設ける。



4. 市民ワークショップ

市の将来を担う子どもたちの想いを汲み取り、事業区域の立地条件や地域特性を活かした公園づくりを目指し、参加者の意見を計画策定に反映させることにより、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に、子ども及び大人による2つの市民ワークショップを実施する。

4.1. こどもワークショップ

(1) 目的

活用アイデア募集において多数の提案があった「こども」たちのグループワークにより、現地で遊び、楽しみながら、子ども達の興味やアイデア（ニーズ）を発掘することを目的としたワークショップを実施した（ワークショップの詳細については、10.参考資料を参照）。

(2) 概要

日 時：令和3年9月20日（月・祝）午前10時～正午

場 所：山梨県緑化センター跡地

参加者：小学生19名（市内小学校1～6年生）、大学生、関係者

(3) 活用アイデアのまとめ

子どもたちの創造性はとても豊かであり、制限時間いっぱいまで自分の頭の中にある楽しさを表現していた。それにより、虫をテーマにした遊園地や、更衣室を兼ねたツリーハウスとそれに直結するウォータースライダーなど斬新なアイデアを含め、以下の多様なアイデアが生まれた。

- ・雨が降っても遊べる屋根付きの遊具
- ・きのこのコーヒーカップやカフェ
- ・たくさん木があるから、木を使って何かしたい
- ・友達と一緒にになにか作るところ（秘密基地、砂場、泥遊びなど）
- ・森の中にテントをたてて、ひかげでのんびりするところ
- ・ごはんを食べるところ
- ・木のベンチや、普段みないハンモックで休みたい
- ・落ち葉を集めて焼き芋をしたい
- ・できないことにチャレンジする場所にしたい
- ・噴水の中で遊びたい

4.2. 大人ワークショップ

(1) 目的

活用アイデア募集及びこどもワークショップの成果に基づいて、前述の5つの検討テーマを中心に、本公園の配置案を作成するためのワークショップを実施した（ワークショップの詳細については、10.参考資料を参照）。

(2) 概要

日 時：令和3年9月30日（木）～11月18日（木） 全5回

参加者数：23名（一般公募11名、団体推薦12名）

※団体推薦：ボランティア団体、女性団体、子育て関係団体、高齢者関係団体

表 7 大人ワークショップの概要

回	日程	場所	参加者数
第1回	9月 30日（木）	市役所新館2階 防災対策室	19名
第2回	10月 7日（木）	市役所新館2階 防災対策室	22名
第3回	10月 28日（木）	市役所新館2階 防災対策室	18名
第4回	11月 4日（木）	市役所本館3階 大会議室	19名
第5回	11月 18日（木）	市役所本館3階 大会議室	20名

各回の主な内容は以下のとおり。

① 第1回

- ・顔合わせ
- ・全体概要説明
- ・市民活用アイデアの分析結果を踏まえたテーマ選定と興味関心に基づくグループ分け

② 第2回

- ・こどもワークショップの様子を共有（動画やエピソード集）
- ・グループアイデア出し（発散）

③ 第3回

- ・子育て世代の声を聞いてみよう（参加者3人にインタビュー）
- ・各グループのアイデアについて「誰が/何を」など6w1hで整理（収束）
- ・先進事例紹介

④ 第4回

- ・実現可能性の検討
- ・アイデアの具体化
- ・地図上へのプロット

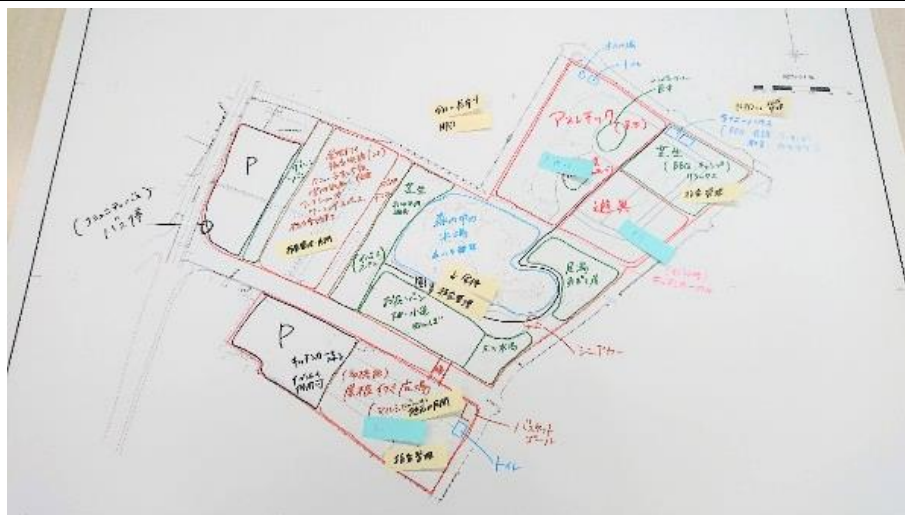
⑤ 第5回

- ・まとめと全体共有

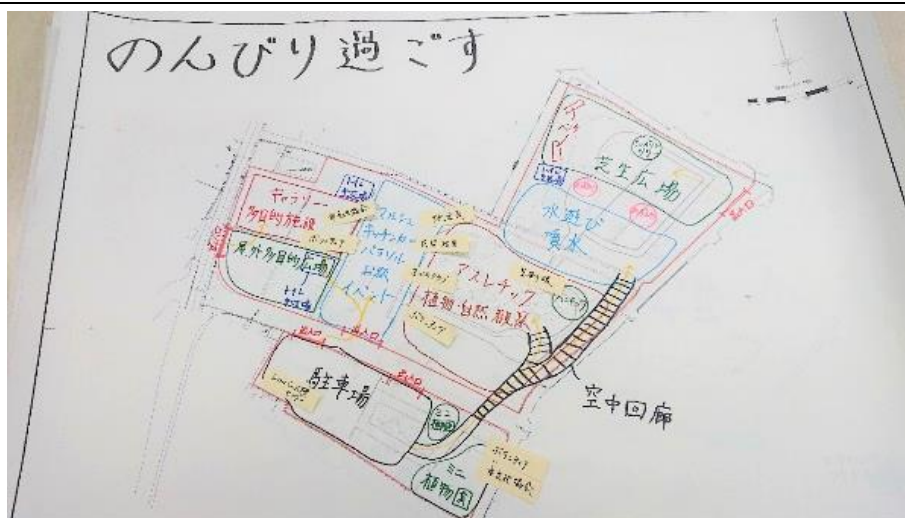
(3) アイデアのまとめ

全5回のワークショップを通じて、テーマ別に 5 つの班に分かれて、本公園の配置案を作成した。

① にぎわいでつながる



② のんびり過ごす



5. 基本コンセプトの検討

以上のワークショップによる検討結果を踏まえ、本公園の整備・運営に係る事業コンセプト、基本的考え方、運営方針等を以下のとおりまとめる。

5.1. 背景

(1) 子どもを取り巻く社会の現状

たくさんのモノに囲まれている現在、子どもたちは大人が用意した安全な環境の中で、与えられた遊びをすることが普通になっている。しかしながら、子どもの好奇心は大人の想像をはるかに超え、本来、「遊び」はもっと自由で無限の可能性がある。また、未来が予測不可能な時代（VUCA²時代）を生き抜いていく子どもたちには、これまで以上に自然との付き合い方、自分の身体の扱い方、他人とのコミュニケーションなどトライ＆エラーを多数経験する「場」が必要不可欠となっている。

さらに、様々な状況の家庭がある中、例えば障がいのある子ども達や悩みを抱えている家庭をサポートするような「共生」の仕組みも一層求められるようになっている。その一方で、少子高齢化等により、人間関係が希薄化しつつある現実社会では、残念ながらそのような機会は減っている。

(2) 市民ワークショップ成果の反映

市民ワークショップでは、子どもを始め、あらゆる世代が緑に親しみ、多様な市民が交流するアイデアが数多く提案された。これらのアイデアを最大限に活かし、さらに次世代を担う子どもたちの「学び」の場という位置づけを明確にすることにより、市内及び近隣市町村の既存公園との差別化を図ることが重要である。

なお、ここで表現する「学び」とは、「様々な遊びを通じて、五感を使い、創造力や想像力を育み、人生を豊かにする土壌（人間力）をつくる」ことを意味する。

² VUCA（ブーカ）：Volatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った造語。先行きが不透明で、昨今の変化が激しく、先行き不透明な社会情勢を指して使われるビジネス用語

5.2. 整備に係る事業コンセプト

以上の背景を踏まえて、本公園の整備に係る事業コンセプトを以下のとおり設定する。

次世代へつなぐ創造の森

(1) コンセプトの説明

本公園では、子どもたちのあふれる好奇心を尊重し、関わる大人が子どもの「学び」を意識することを前提に、子どもたちが自然の中で五感を使って思いきり遊び、たくさんの人と関わることを通じて、社会性や創造力を高め、自己肯定感を養い、生きていくしなやかさを身につけていくことを目指すものとする。

更に、障がいのある子ども達や悩みを抱えている家庭をサポートする機能を持たせ、「誰一人取り残さない社会」へ向けて、子ども・親・地域など多様な市民の方が、公園での交流を通じた新たな表現の場、居場所となる「共生」の実現を図ることとする。

(2) 基本的な考え方

「遊び」とは「学び」そのものである。そこで本公園は、大人が子どもの「学び」を意識して遊びに関わり、子どもの人生を豊かにする土壌（人間力）をつくる場所とし、事業コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」とする。

また、本公園では、事業コンセプトを実現するため、禁止事項を最低限とし、様々なトライ＆エラーが可能な場所とする（＝子どもの好奇心をさらに育み、「やりたい」が叶う場所）。

さらに、整備後の運営が円滑かつ活発に実施されるよう、運営主体の育成についても検討を進める。

(3) 基本コンテンツ

緑豊かな空間を活かし、プレーパーク、遊具、フィールドアスレチックなどの五感を使う遊びを基本としつつ、スマート技術を活用した未来志向の遊びや、インクルーシブな遊具など誰もが一緒に遊べる環境を付加価値とする。

コンセプト：次世代へつなぐ創造の森

コンセプト説明

この公園では、子どもたちのあふれる好奇心を尊重し、自然の中で五感を使って思いきり遊び、たくさんの人と関わることを通じて、社会性や創造力を高め、自己肯定感を養い、生きていくしなやかさを身につけていくことを目指します。

更に、障がいのある子ども達や悩みを抱えている家庭をサポートする機能を持たせ、「誰一人取り残さない社会」へ向けて、子ども・親・地域など多様な市民の方が、公園での交流を通じた新たな表現の場、居場所となる「共生」の実現を図ります。

基本的な考え方

「遊び」とは「学び」そのものです。

大人が子どもの「学び」を意識して遊びに関わり、子どもの人生を豊かにする土壌（人間力）をつくる場所にします。

イメージ

禁止事項を最低限とし、様々なトライ&エラーが可能
(=子どもの好奇心をさらに育み、「やりたい」が叶う場所)

基本コンテンツ

基本

・緑豊かな空間を活かし、五感を使う遊び
プレーパーク・遊具・フィールドアスレチック

付加価値

・スマート技術を活用した未来志向の遊び
・誰もが一緒に遊べる 例 インクルーシブな遊具等

イメージ

子どもの好奇心を満たす無限の遊び

緑豊かな空間

五感を活かす



甲斐市版ネウボラ
推進プロジェクト

創甲斐教育

スマート甲斐市 新技術(DX)

『人間力』= 様々な「能力」向上を期待

好奇心

自発性

協調性

想像力

多様性

生きる力up

郷土愛up

切れ目のない子ども・子育て
支援の充実

甲斐市版ネウボラ推進プロジェクト

新しいKAIスタイル
次世代につなぐまちづくり

スマート甲斐市

心豊かにたくましく、
共に生きる甲斐っ子づくり

創甲斐教育推進大綱

地域社会で共に生き、
支え合う共生のまちづくり

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

図 12 本公園のコンセプトイメージ

6. 土地利用計画（配置案）

6.1. 配置案の設定

活用アイデア募集、市民ワークショップ及びそれに基づく事業コンセプトを踏まえ、本公園の配置案を以下のとおりまとめる。

なお、「2.3.本市における本公園のあり方」で記載したとおり、本公園は都市計画決定されており、都市公園内に整備できる施設や建築面積の基準等、公園施設に関する制限がかかっているため、実際に整備する際には調査が必要である。

また、これら全ての配置案については、既存施設（旧山梨県緑化センター）において育まれた樹木を残す、または、樹木を活かす提案となっている。

表 8 土地利用計画（配置案）の一覧

番号	テーマ
配置案 1	にぎわいでつながる
配置案 2	のんびり過ごす
配置案 3	多世代で楽しむ
配置案 4	のびのび遊ぶ
配置案 5	自然を愛でる

6.2. 市民ワークショップによる配置案

こどもワークショップ及び大人ワークショップを踏まえた、5つのテーマ別の配置案を以下にまとめる。

(1) 配置案1：にぎわいでつながる

「遊体癒交（ここへいこう）」をスローガンに、本公園に「遊び」「体験」「癒し」「交流」によって市民のにぎわいがうまれる案である。

自然をいかした小学校低・高学年別のアスレチックや、カフェ・子育て支援・読書・ワークショップ・室内遊具（乳幼児・小学校低・高学年別）を集約した複合施設、マルシェ、BBQ、イベント等を実施する屋根付き広場と、イベント時併用可能なキッチンカーが入れる駐車場などがあり、それらによってにぎわいを創出することをポイントとしている。



図 13 配置案1：にぎわいでつながる

(2) 配置案 2：のんびり過ごす

「週末は三世代でゆっくり過ごしたい」をスローガンに、子どもから高齢者まで多世代がゆっくり、のんびり交流しながら過ごせ、平日も多くの人が集える公園にしたいという願いを込めた案である。

芸術作品を展示し、各種講座、子どものワークショップなども開ける「ギャラリー・多目的施設」、また障害のある人も道路を渡らずに公園に入れ、全体を見渡せる「空中回廊」、シンボルツリーや生垣迷路などで緑と触れ合える「芝生広場」をポイントとしている。



図 14 配置案 2：のんびり過ごす

(3) 配置案 3：多世代で楽しむ

「いつでもおいで！ここからつながるよ！～誰一人取り残さない公園～」をスローガンに、各種「体験」によって多様な市民の交流が生まれる案である。

常設の多様なワークショップ工房、森の中の児童向け図書館、屋根付き広場、ワーケーションスペースなどがあり、それらによって多世代が集い、交流し、楽しみが生まれ、市民の居場所の一つとなることをポイントとしている。



図 15 配置案 3：多世代で楽しむ

「自然を活かして年齢別（全ての子ども）に居場所がある」をスローガンに、幅広い年代の子どもがのびのびと遊ぶことができる案である。

4班 のびのび遊ぶ

自然を活かして年齢別(全ての子ども)に居場所がある

The site plan shows a park layout with four main zones. The pink zone (top left) contains a bus area and parking lot. The yellow zone (top right) features a hammock area and a picnic area. The green zone (center) includes a water play area, a river, and a playground. The grey zone (bottom) is designated for events. The plan is surrounded by various photographs of park activities and facilities, including a playground, a pond, a picnic area, and a river. A compass rose and a scale bar are also present.

図 16 配置案 4：のびのび遊ぶ

(5) 配置案 5：自然を愛でる

「緑で遊ぼう」をスローガンに、既存の樹木や草花を活かしながら、多様な世代が緑と親しむことのできる案である。

敷地西側に、市民ボランティアによる花壇を設け、季節折々の草花で来場者を迎えるとともに、公園内の遊歩道を散策しながら樹木について学んだり、芝生でスポーツなどを楽しむほか、市民による写真や絵画などが展示できるギャラリーや市民ボランティアの活動スペースを設けることなどをポイントとしている。



図 17 配置案 5：自然を愛でる

6.3. その他

このほか、活用アイデア募集(令和2年度)において多くの提案のあった「スポーツ」、「展示」、「娯楽施設」などを主とする分野についても考察を行ったが、ワークショップによる配置案(配置案1～5)に、それらアイデアの一部が含まれているため、配置案の例示は省略する。

7. 事業手法の検討

本公園整備において想定される事業手法について、全国の都市公園施設で導入している事業手法を参考に、その可能性について検討を行う。

7.1. 整備及び運営・維持管理に係る事業手法の検討

(1) 都市公園における事業手法の比較

都市公園の整備及び運営の事業手法としては、従来型の発注による公設公営（直営方式）のほか、公設民営（指定管理者制度）、PFI方式、Park-PFIなどの公民連携による事業手法が考えられる。主な事業手法と概要を次のとおり整理する。

表 9 都市公園に想定される主な事業手法

公設公営 (直営方式)	公共が起債や補助金等により自ら資金調達し、施設の設計・建設・運営・維持管理について、自治体が直営、もしくは業務ごとに民間事業者等に委託契約で仕様発注する事業手法。
	整備 (公共) 運営・維持管理 (公共)
公設民営 (指定管理者制度)	公共が起債や補助金等により自ら資金調達して設計・建設した施設について、市民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的に、包括的な運営・維持管理を行う民間事業者等を指定管理者として委任する事業手法。
	整備 (公共) 運営・維持管理 (民間事業者)
PFI方式	民間事業者の経営能力・技術力（ノウハウ）を活用するため、施設の設計、建設及び運営・維持管理を性能発注等によって包括的に委託する事業手法。（PFI法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」）
	整備＋運営・維持管理（民間事業者）
Park-PFI	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置・管理運営と、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う事業者を公募により選定する事業手法。（都市計画法「設置管理許可に基づいた制度」）
	整備＋運営・維持管理（民間事業者）＋収益事業 ※収益を公園の整備費等に充当

7.2. 整備手法

想定される4つの事業手法別に、本公園の整備に係る評価結果を以下にまとめる。

(1) 公設公営（直営方式）、公設民営（指定管理者制度）

公共が直接公園整備を行うことで、施設整備に公共の意向を反映しやすいと考えられる。一方で、整備と運営・維持管理が切り離されることにより、運営者の意向が十分に反映された計画とならないことが懸念される。また、民間事業者のノウハウを活用した付加価値の向上や費用縮減などの効果についても限定的となる。

(2) PFI方式

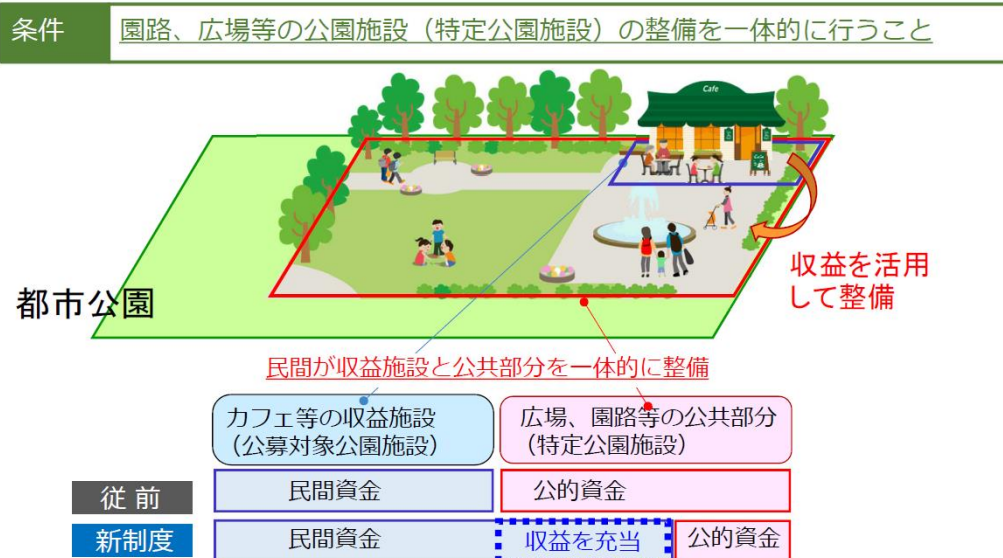
整備と運営・維持管理を一体的に発注することで、運営者の意向を十分に反映した施設整備が可能となる。合わせて、民間事業者のノウハウを活用した付加価値の向上や費用縮減などの効果なども期待される。一方で事業者選定に係る期間や費用などが発生する。

(3) Park-PFI

整備と運営・維持管理を一体的に発注することで、PFI方式と同様の効果が期待されるほか、事業者選定に係る期間や費用なども発生する。

また、建ぺい率の特例などを活用し民間の収益施設を整備することで、その収益を公園施設の整備費等に充当しコスト縮減を図ることができる。なお、Park-PFIは公園全体ではなく一部のエリアを事業対象区域として適用することも検討できる。

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



資料：国土交通省「公募設置管理制度（Park-PFI）について」

図 18 Park-PFI（公募設置管理制度）の特徴

(4) まとめ

以上の検討結果から、本公園の整備に係る事業手法の評価結果を以下にまとめる。

公園の整備では、民間の経営能力・技術力（ノウハウ）を活用することによって、創意工夫による付加価値の向上やコスト削減等が期待できる。PFI方式では整備と運営・維持管理を一体的に発注することで、運営者の意向を十分に反映した施設の設計・整備が可能となり、また Park-PFI では建ぺい率の特例などを活用し民間の収益施設を整備することで、その収益を公園施設の整備費等に充当しコスト縮減を図ることができる。このことから、本公園の整備において積極的に民間活力が発揮できる方式を採用することが望ましいと考えられる。

一方で、整備する施設の性質や実施するコンテンツによっては公共の意向が着実に反映されるべきであったり、付帯事業による収益の向上等が期待できない場合は、公共の裁量で円滑かつ柔軟に整備を行うべきである。そのため、事業条件を整理していく中で、公民のどちらが整備を行うべきか、もしくは公設と公民連携を組み合わせしていくこと等を判断していくことが必要となる。

表 10 整備に係る事業手法の評価結果

事業手法	評価	コメント
公設公営 (直営方式)	○	・本市の意向は反映されるものの、民間ノウハウの活用が限定的
公設民営 (指定管理者制度)	○	・本市の意向は反映されるものの、民間ノウハウの活用が限定的
PFI 方式	△～◎ ※	・運営を想定した民間ノウハウの活用が可能 ・事業者選定に係る期間や費用などが発生 ・整備する施設の性質や実施するコンテンツによっては付帯事業等による収益が期待できず事業費の削減効果が限定的となる場合がある
Park-PFI	△～◎ ※	・運営を想定した民間ノウハウの活用が可能 ・建ぺい率の特例などで収益施設の充実が可能 ・収益を公園施設整備に充当することでコスト縮減が可能 ・一部のエリアを事業対象区域として適用することが可能 ・事業者選定に係る期間や費用などが発生

※：実施する事業の特性や収益事業の有無等により評価が変わる可能性あり

7.3. 整備期間

本公園の整備について、特に事業期間について以下にまとめる。

(1) 公設公営（直営方式）、公設民営（指定管理者制度） 【公共が主体となって行う場合】

従来型の発注方式として公共が主体となって整備を行う場合、基本設計及び実施設計を行う期間（1～2年程度）を確保する必要がある。整備工事の期間は、都市公園としての整備であれば1～3年程度の工期が想定される。ただし、公園内に建築物等の施設を整備する場合は、施設の規模や用途等によって工期は大きく異なる。

このため、公園整備には概ね3～6年程度の期間が必要となると考えられる。

(2) PFI方式、Park-PFI 【民間事業者が主体となって行う場合】

公民連携の手法を採用する場合には、スキームの導入可能性調査等（1年程度）の実施や民間事業者の公募に向けた実施指針（公募設置等指針）の作成・公表等を行う期間（2年程度）が別途必要となる。また、民間事業者の提案募集・選定期間（6か月程度）及び選定事業者との協議・協定締結等を行う期間（1年程度）を確保しておく必要がある。

整備工事の期間は、公共が主体となって行う場合と同様に1～3年程度の工期が想定される。なお、民間ノウハウの活用や設計・整備一括発注方式にすることで工期の短縮が期待される一方で、Park-PFIで建ぺい率の緩和等の特例要件を活用した施設を整備する場合には、施設規模が大きくなるため工期が長期化することもあると考えられる。

このため、公園整備には概ね5～9年程度の期間が必要となると考えられる。

(3) まとめ

事業化に向けた想定スケジュールは次の表のとおりである。なお、他自治体の事例や事業者へのヒアリングを参考にした標準的なスケジュールであり、事業条件の整理や関係機関との調整、整備する施設の規模等によって変動する可能性がある。また、採用するスキームによっては事業予算の確保や議会での契約決議等を行う必要があるため、それらを考慮したスケジュール設定をする必要がある。

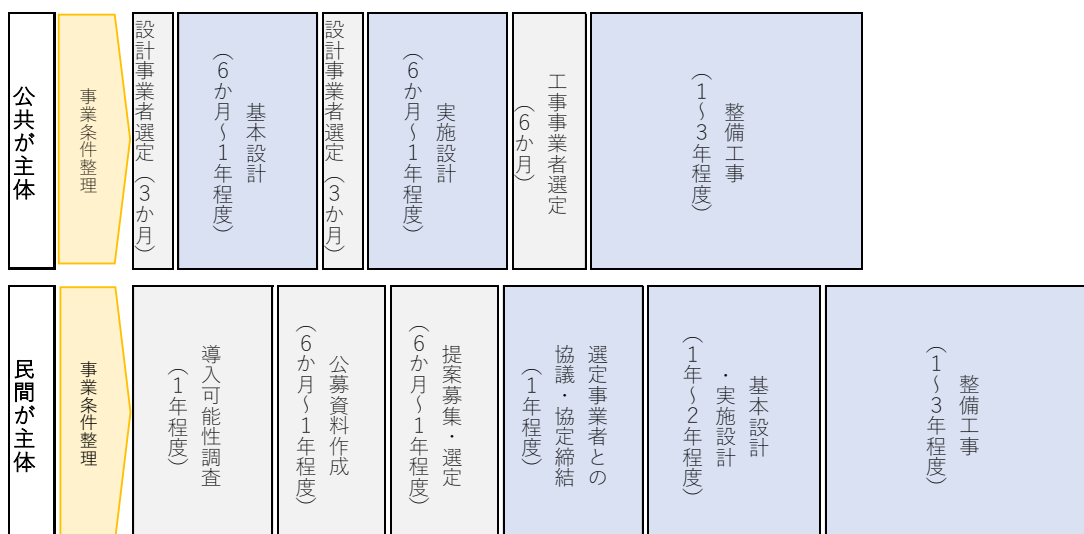


図 19 本公園整備において想定されるスケジュール

7.4. 運営・維持管理

想定される 4 つの事業手法別に、本公園の運営・維持管理に係る評価結果を以下にまとめる。

(1) 公営 【公共が主体となって行う場合】

公共が都市公園の運営・維持管理を行うメリットとして、公共の裁量で事業を行えることが挙げられる。そのため、公園内に整備する施設や実施するコンテンツ等において公共の政策的な事業が中心となる場合、公共が直接運営することが望ましいと考えられる。また、指定管理者制度等の民間事業者が主体となって行う手法では、一定期間で運営者の変更が伴うことが起こりうるため、長期的な視点での安定的な施設運営が実施できない可能性もあるが、公共が運営・維持管理を行う場合には運営者の変更が伴わないため、安定的に事業が実施できる。

ただし、運営・維持管理に係るすべての業務を公共のみで実施することは困難となるため、一部の業務を個別に民間事業者へ委託を行うことが前提となる。

(2) 指定管理者制度、PFI 方式、Park-PFI 【民間事業者が主体となって行う場合】

都市公園の運営を民間事業者が主体となって行うメリットとして、民間ノウハウの活用による賑わい創出やコスト削減等が期待されることが挙げられる。

ただし、公園内に整備する施設や実施するコンテンツによっては、民間事業者による創意工夫の余地（収益事業など）が少ない場合、民間事業者が実施することによるメリットが期待できない可能性もある。このことから、施設整備と運営・維持管理が一体的な発注となる PFI 方式や Park-PFI の方が、指定管理者制度よりも民間ノウハウを有効に活用できると考えられる。さらに Park-PFI では、建ぺい率の特例などを活用することにより、収益事業による民間サービスの充実を図ることも可能である。

なお、民間事業者の提案に基づく運営が行われる場合には、その具体的な内容などについて公共と選定事業者の協議が必要となる。

(3) 協議会等の設置 【市民等との協働】

市民ワークショップでは、市民参加による様々なイベントやアクティビティの企画実施や草花などの手入れなどが提案されていることから、本公園の運営・維持管理における市民参加の手法についても検討を行う必要がある。特に都市公園については、人々が憩いや遊びを楽しむだけでなく、地域の交流を育む拠点としての機能としても活用される事例が全国で増えている。このことから、レクリエーション活動、自治会主催のイベント開催、公園内の緑化や清掃等を通じた地域交流の活性化、公園内で遊ぶ子どもの見守りなど、多様な世代が訪れ、様々な主体に活用される公園づくりが期待されているとみられる。

こうしたニーズに対応するため、前述の 2 つの運営手法に加えて、行政と市民による協議会の設置や任意のボランティア・まちづくり団体等との連携による運営を行うことが考えられる。

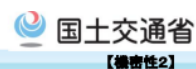
都市公園法では、公園管理者が都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができ、各構成員には協議が整った事項について尊重義務が生じるとしている。これにより、地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有や調整を円滑に行うこともできることから、本公園においてもこうした市民参加のしくみを導入することも考え

一方で、多様な主体の連携により運営を行うためには、その母体となる運営体制を構築することや関係者間での合意形成はもとより、こうした取組みに向けた市民の機運を醸成していくことが極めて重要である。そのためには、施設整備と並行して協議会の設置に向けた検討を行うなどの準備を進めることも必要となる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 公園管理者
- 二 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の都市公園の利用者の利便の向上に資する活動を行う者であって公園管理者が必要と認めるもの
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

協議会の設置



○立地条件が良いにもかかわらず、十分利用されていない公園もあるのではないかと

○ボール遊び禁止、パーベキュー禁止など一律禁止ではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みがあっても良いのではないかと

○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。

【協議会イメージ】

公園管理者

公園利用者の利便の向上に資する活動を行う者

観光関係団体

関係行政機関

関係地方公共団体

学識経験者

商工関係団体

住民団体

愛護会

指定管理者

自治会

公園施設の設置・運営者

等

- 地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り
- 都市公園のマネジメント方針、計画 等

図 20 協議会の設置に係る考え方

(4) まとめ

以上の運営・維持管理に係る検討結果から、運営手法について以下のとおりまとめる。

公園の運営・維持管理においても民間の経営能力・技術力（ノウハウ）を活用することによって、創意工夫による付加価値の向上やコスト削減等が期待できる。そのため、基本的には公園の運営・維持管理においても積極的に民間活力が発揮できる方式を採用することが望ましい。

また、公園の有効活用や円滑な運営を行うためには、市民等が積極的に運営や維持管理、活用について参画できるしくみを設けることも重要である。そのためには、公園の運営・維持管理に市民等が参画できる機会や組織等の創出、公共・運営者・市民等が公園の活用や協働についてオープンに議論する場を設けることが考えられる。

また、公園で行うコンテンツによっては、都市公園法に基づく協議会、もしくは、自治体や公園管理者が任意に市民協議会を設置し、市民主導により公園でできることを考える運営方式を採用することも考えられる。そのためには、多様な主体間の合意形成やそれに基づく運営・維持管理に向けた行政側の支援や、準備に必要となる時間の確保についても、予め検討しておく必要がある。

ただし、民間事業者のノウハウを活用し、効率的効果的なサービスを重視する PFI 方式や Park-PFI の場合、協議会形式を導入することで合意形成や手続きに時間がかかるなどにより、その効果を十分に発揮できないことにも留意する必要がある。

表 11 運営・維持管理における事業手法の評価結果

事業手法	評価	コメント
公共 （公設公営（直営方式））	△	・運営・維持管理における民間ノウハウの活用が限定的
民間事業者 （公設民営（指定管理者制度））	○	・運営・維持管理における民間ノウハウの活用が可能 ・整備と運営・維持管理が分離
民間事業者 （PFI 方式、Park-PFI）	○	・運営・維持管理における民間ノウハウの活用が可能 ・整備と運営・維持管理が一体的に発注されることから、相乗効果が期待される
公共、民間事業者（公設民営（指定管理者制度）） ＋協議会	◎ ※1	・公共、民間事業者（指定管理者制度）に関する評価は上記のとおり ・協議会を通じて、市民の意向や活力を運営・維持管理に活かすことが可能
民間事業者（PFI 方式、Park-PFI） ＋協議会	△～○ ※2	・民間事業者（PFI 方式、Park-PFI）に関する評価は上記のとおり ・協議会を通じて市民の意向や活力を運営・維持管理に活かす場合、原則、公共による中間的な調整が必要となる

※1：市民参加の状況など、協議会の設置状況により評価が変わる可能性あり

※2：民間事業者と協議会との連携関係により評価が変わる可能性あり

7.5. 民間事業者等プレヒアリング

(1) プレヒアリングの実施

事業手法の検討の参考とするため、活用アイデア募集及び市民ワークショップ案を資料として県内外で都市公園の整備・運営実績を有する民間事業者・団体等の 9 者にプレヒアリングを実施した。その概要を以下にまとめる。

表 12 プレヒアリングの実施概要

実施時期	令和4年1月～2月
ヒアリング対象先	県内外で都市公園の整備・運営実績を有する民間事業者・団体等 12 者（総合建築業、造園業、ボランティア団体、自治会 など）
ヒアリング項目	① 公園整備・運営等の事業実績 ② 実施可能な業務の範囲 ③ 実施可能な事業手法（整備・維持管理・運営等） ④ 公園整備・運営にあたって想定される課題 ⑤ 民間事業者による創意工夫・コスト削減等の可能性 ⑥ 想定される整備スケジュール ⑦ 公園でおこなってみたいこと・公園との関わり方 ⑧ その他 ※対象先の業種や組織体等に応じてヒアリング項目を選択して聞き取り
実施方法	対面ヒアリング・書面による聞き取り

表 13 プレヒアリングの結果概要

- 指定管理者制度で運営・維持管理を行うことが考えられる。民間ノウハウを活用することで公共よりも低コストで運営・維持管理ができる。
- Park-PFI 等で民間事業者が設計・建設・運営・維持管理を一体的に行えば、民間ノウハウによる賑わい創出やコスト削減等ができる可能性がある。全国的には Park-PFI による公園整備の事例が増えてきている。
- 官民連携で事業を実施するメリットとして、自治体職員の人件費や作業負担を軽減できること、維持管理の発注作業や不具合の対処などを毎年行う場合と比べて事業費や作業負担が軽減できること等が挙げられる。
- 官民連携で事業を実施するデメリットとして、民間事業者が提案を検討する期間が必要なこと、事業者の選定後に官民での協議を行うことに時間を要すること等が挙げられる。
- 民間事業者が設計・建設、運営・維持管理を行う場合、仕様や要件が多すぎると民間事業者は参画しにくくなる。
- 甲斐市もしくは公園運営者から業務委託として依頼があれば、イベントの開催等を行うことができる。ただし、屋外でイベントを行う場合、イベントが行いやすいように公園が設計されている必要がある。また、近隣住民等へ迷惑がかからないように配慮等をする必要がある。
- 花植えや木の剪定、イベントの開催等であれば協力することが検討できる。
- 民営の公園に協議会等で市民が運営等に参画する場合には、行政が民間事業者と市民の間に入って調整を行うことが望ましい。

(2) 各事業手法に対するメリット・デメリット

民間事業者等へのプレヒアリングの結果、各事業手法のメリット・デメリットを次のとおり整理する。

その結果、現時点では指定管理者制度、PFI 方式及び Park-PFI のいずれにおいても民間事業者による実施可能性はあると考えられる。しかしながら、実際には、本公園に求められる仕様や要件、また事業期間などによって大きく変動することが想定される。

そのため、今後の整備に向けた具体的な検討段階では、サウンディングなどを通じて民間事業者の参入意向を確認しつつ、仕様や要求水準の設定を行うことが必要である。

表 14 民間事業者等プレヒアリングを踏まえたメリット・デメリット等の整理

	主なメリット	主なデメリット	民間事業者による実施可能性
公設公営 (直営方式)	・公共が直営もしくは業務ごとに民間事業者に委託して事業を実施することで、安定的な整備・運営が期待される。 ・政策的な変化にも公共の判断のみで柔軟に対応することができる。	・設計、建設、運営・維持管理を個別に仕様発注するため、民間ノウハウによる賑わい創出やコスト削減等が困難である。	
公設民営 (指定管理者制度)	・民間事業者が運営・維持管理を行うことで、民間ノウハウによる市民サービスの向上やコスト削減等を図ることが期待される。	・指定管理者の業務は施設の運営・維持管理であり、指定期間は概ね3～5年であるため、民間事業者による創意工夫の余地が限定的である。	評価：○ ・民間事業者による実施可能性あり。
PFI方式	・民間事業者が設計・建設・運営・維持管理を一体的に行うことで、民間ノウハウの活用による賑わい創出やコスト削減等が期待される。	・民間事業者の提案に基づく施設整備や運営が行われるため、公共と選定事業者の協議が必要となる。 ・民間事業者の提案検討や公共と選定事業者との協議等の期間を確保する必要があるため、利用開始までの期間が長くなる可能性がある。	評価：○ ・民間事業者による実施可能性あり。
Park-PFI	・民間事業者が設計・建設・運営・維持管理を一体的に行うことで、民間ノウハウの活用による賑わい創出やコスト削減等が期待される。 ・設置管理許可期間の延伸や建べい率緩和などの特例措置が適用される。	・民間事業者の提案に基づく施設整備や運営が行われるため、公共と選定事業者の協議が必要となる。 ・民間事業者の提案検討や公共と選定事業者との協議等の期間を確保する必要があるため、利用開始までの期間が長くなる可能性がある。	評価：○ ・民間事業者による実施可能性あり。

7.6. 配置案別にみた事業手法評価

施設整備、運営・維持管理及びプレヒアリングによる民間事業者の実施可能性を踏まえて比較考察を行った結果、事業手法における評価結果を以下のとおりまとめる。

公園の整備、運営・維持管理において民間事業者のノウハウを活用することで、賑わい創出やコスト削減等が期待されるため、公共として整備する施設や実施する事業等の要件を明確にししながら、可能な限り民間事業者の参画を促すことができる整備・運営スキームを採用することが望ましい。そのため、収益事業の有無等によっては、PFI 方式や Park-PFI を活用することが考えられるが、実施する事業の公共性が高い場合にはコスト削減等のメリットが限定的となるため、公共で整備する方式を採用することが考えられる。

また、民間事業者に設計・建設・運営・維持管理を一体的に発注する場合、官民の双方で検討及び協議を行うための期間を要するため、整備を公共で行う場合よりも整備期間が長期化する傾向にあるため、合併特例債（期限：令和 6 年度）等の活用を見込むなど時限的制約がある場合には、公共で整備を行い指定管理者制度等の導入による運営・維持管理で民間ノウハウの発揮を期待する方式や、公設と公民連携を組み合わせる方式等が考えられる。なお、いずれの方式でも国庫補助等の支援条件や適用範囲等を確認しながら検討を進めていくことが重要となる。

一方、協議会などによる市民参加については、平成 25 年度に制定した「甲斐市まちづくり基本条例」に基づき協働のまちづくりを推進する上で、本公園を市民が求めるのびのびした子どもの遊びや学び、大人の表現の場などを実現する場所として位置づけ、NPO、市民グループ、民間企業等が主体的に参画できる機会を設けることも重要である。さらに、民間事業者のノウハウの活用と協議会を通じた市民参加機会の創出の両立についても、今後慎重な検討が必要である。

現時点では、主体となって運営に参画する市民や組織は把握できていないが、本計画の策定において、活用アイデア募集や市民ワークショップ等で市民との協働による検討を進めてきたことから、こうしたプロセスを継続し、整備着手までの期間に運営・維持管理や公園活用について検討を重ねるなど、運営主体の模索・形成等を実施しながら市民参画型の公園づくりに取り組んでいくことも考えられる。

表 15 事業手法の評価結果（まとめ）

事業手法		整備		運営・維持管理		総合評価
		評価	整備期間	協議会なし	協議会あり	
公設	公設公営 （直営方式）	○	◎ 3～6 年	△	◎ ※2	△～◎
	公設民営 （指定管理者制度）	○	◎ 3～6 年	○	◎ ※2	○～◎
PFI 方式		△～◎ ※1	△～○ 5～9 年	○	△～○ ※3	△～◎
Park-PFI		△～◎ ※1	△～○ 5～9 年	○	△～○ ※3	△～◎

※1：実施する事業の特性や収益事業の有無等により評価が変わる可能性あり

※2：市民参加の状況など、協議会の設置状況により評価が変わる可能性あり

※3：民間事業者と協議会との連携関係により評価が変わる可能性あり

7.7. 一次避難地としての公園機能

(1) 安心・安全な公園づくりの検討

令和2年度に実施した活用アイデア募集、令和3年度に実施した市民ワークショップにおいて、「防災公園」「備蓄倉庫」など、地域防災に対する提案も寄せられている。

また、令和4年度において設計に向けた課題整理を行う設計基礎調査においても、公園立地や周辺状況などから防災に向けた課題整理を行った。

公園立地上の課題として、本公園周辺は浸水想定深0.5～3.0m区域に位置し、人口集中地区（DID）に隣接することから、災害時には公園利用者が一時的に避難するなど、地域防災機能の補完が挙げられる。

(2) 甲斐市国土強靱化地域計画

令和4年に策定した甲斐市国土強靱化地域計画において、本公園については防災機能を有した都市公園として整備する必要性が示された。

（参考）甲斐市国土強靱化地域計画（令和4年3月） ※表1より抜粋

第6章 脆弱性評価と推進方針（目標1）

目標1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【重点1-1-2】インフラ等の耐震化及び長寿命化の推進

【都市公園の整備】

・現状及び脆弱性評価結果

公園施設の将来的な更新、長寿命化等の方針を定めた「甲斐市公園施設長寿命化計画」を平成29年3月に策定し、この計画に基づき、計画的な管理・修繕を行っている。また、山梨県緑化センター跡地に整備する「（仮称）篠原地区公園」については、防災機能を有した都市公園として整備を図る必要がある。

・推進方針

山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「（仮称）篠原地区公園」については、防災機能を有した都市公園として整備を図る。【新規】

また、「甲斐市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的な施設の管理・修繕を行う

【新規】

(3) 地域防災計画

令和5年に改定した甲斐市地域防災計画において、本公園を一次避難地と位置づけるとともに、公園に求められる防災機能整備について取りまとめた。

（参考）甲斐市地域防災計画（令和5年3月） ※表1より抜粋

第2章 災害予防計画

第4節 防災施設・資機材の整備計画防災機能を備えた公園の整備

第2 防災機能を備えた公園の整備

大規模災害に備え、一次避難地等としての機能を備えた公園（防災公園）を整備する。現在、市内の防災公園は3箇所整備済みであり、山梨県緑化センター跡地に新たに整備する「（仮称）篠原地区公園」については、一次避難地としての防災機能を備えた都市公園として整備を進めている。今後も、計画的に防災公園や防災機能を備えた公園の整備を進める。

※計画時点（令和5年3月）では、志麻の里公園（島上条公園）竜王中部公園、上八幡公園（やはた公園）の3箇所が整備済みである。

(1) 備蓄倉庫等を備えた管理施設等の整備

大規模災害に対処するための防災資機材や非常食等を保管できる備蓄倉庫、救援物資集積所等に利用可能なホールを備えた施設を公園内に整備する。
(2) 芝生広場の整備 応急仮設住宅等の建設に対応できる芝生広場を整備する。
(3) その他施設の整備 大規模災害時に使用できるマンホールトイレの設置スペースやかまどベンチ等を整備する。

(4) 一次避難地としての公園整備

以上のことから、本公園は「一次避難地」として、地域防災を補完する公園として整備に取り組む。本公園の整備により、隣接する指定避難場所（竜王小学校）と一体的に地域防災の活動拠点として展開を図る。

なお、本公園への導入を図る施設機能については次のとおりとする（数量等は基本設計時のものであり、施工時までに変更する場合がある）。

項 目	内 容
公園内における避難スペースの確保	・避難スペースとして芝生広場（築山を含む。）、屋根付き広場、木漏れ日デッキ及び東屋等を設ける。 ・屋根付き広場は、雨天時も活用できる全天候型広場として、炊き出しや支援物資の集積拠点として活用する。 ・屋根付き広場に併設する多目的スペース（休憩所）については、公園部における屋内空間として避難スペースや救護スペースとして活用する。 ・東屋は、防災資機材の保管場所を兼ねた日常利用を行い、避難時は天幕等で覆うことで、簡易救護所やプライベート空間等として活用する。 ・駐車場は、災害時の車両ゾーンとして、避難車両の駐車及び物資運搬の拠点とする。また、駐車場に車寄せの屋根を整備し、悪天候時の活動に対応する。 ・園路等は、誰でも移動しやすい導線計画とし、主となる園路はユニバーサルデザインに対応する。 芝生広場 4,300 m² 屋根付き広場 215 m² 多目的スペース（休憩所） 68 m² 東屋 10 m²×10 基 駐車場・園路（舗装・縁石） 一式
備蓄倉庫の設置	・320 人×3 日間分の食料・水・物資（毛布・医薬品・備品等）をストックする備蓄倉庫の設置。 必要スペースとして公園全体で 15 m²以上を確保する。 設置位置は運搬のため通路幅・段差等に考慮する。備蓄品の直射日光を避け、カビ対策（換気/湿度管理対策）が必要。 また、被災による倒壊や破損を考慮すると数カ所に設けることが望ましいため、公園部に整備する倉庫に一部を保管するほか、別途、備蓄倉庫の整備を検討する。
生活インフラの整備	・公園内に井戸を設け、防火・消火・トイレ用水などに活用する。 井戸 1 基（井水は体験学習施設への地中熱利用を行い、井水の 2 次利用として雑用水利用、公園樹木等への灌水を行うほか、マンホールトイレ等の防災利用を行う） 揚水ポンプ（電動） 1 基 揚水ポンプ（手動） 1 基 ※災害時使用（停電）

	- 公園施設の維持管理に必要となる給水設備・散水栓（スプリンクラー等）・貯水槽を設け、災害時における防火・消火・トイレ用水に活用する。 給水設備 一式 貯水槽（井水貯留） 一式 - 公園内のトイレは、北区画・南区画の2か所に整備するほか、停電時でも使用可能なマンホールトイレを整備する。 公衆便所 2 棟 マンホールトイレ 6 基 - 公園内に防災の備えとして、かまど等の設備を備える。 かまどベンチ 4 基 手洗い・水飲み場 1 箇所（基） - 避難者の時刻確認のため、時計台を設置する。 時計台 2 基 - 下流域の洪水対策として、雨水貯留施設（浸透）を設置するほか駐車場等の舗装や園路のコンクリートについて透水性の高い舗装とする。なお、雨水排水に係る集水部においても浸透マンホールを採用し、周辺水路等への雨水流出について対策する。 雨水貯留施設（浸透） 400 m³ 透水性アスファルト 4,000 m² 透水性コンクリート 2,000 m² 透水性土系舗装 3,000 m² - 安全安心に配慮し、園路灯や防犯カメラを整備する。園路灯については、災害時を想定し、太陽光発電に支障のない位置の照明については再生エネルギー一体型屋外照明を採用し、停電時でも利用可能な Wi-Fi 機能を兼ね備えた機器について一部採用する。また、充電機能を兼ね備えた機器についても導入を検討する。 再生可能エネルギー一体型屋外照明 10 基 （うち、Wi-Fi 機能付 2 基） 防犯カメラ 9 基 - 災害時における園内放送や時刻確認等にも配慮し、放送設備・時計台を整備する。なお、停電時にも使用できるよう電源等についても考慮する。 放送設備（屋外スピーカー） 3 基 時計台 2 基
--	--

8. 概算事業費の算出

配置案による費用の違いを把握することで、今後の具体的な検討に向けた参考とするため、市民ワークショップによる配置案について、概算事業費を以下のとおり算出する。

8.1. 事業費単価の設定

概算費用の算出に当たり、国内の類似する公園施設の事例等を参考に、項目別の概算整備単価を以下にまとめる。

表 16 本公園整備における事業費単価（まとめ）

項目		概算整備単価	備考
公園整備		30 千円/㎡	
空中回廊		261 百万円	
歩道橋		31 百万円	
ツリーハウス		19 百万円	
遊具	大型滑り台	59 百万円	
	複合型遊具	100 百万円	
	アスレチック遊具	49～147 百万円	設置数により変動
	ふわふわドーム	59 百万円	
残存物件撤去		55 百万円	
建築物（複合施設・トイレ等）		600 千円/㎡	材料高騰を見込む
屋根付き広場（テラス、ステージ屋根 含む）		400 千円/㎡	材料高騰を見込む
市道整備費（緑化センター八幡前線）		50 百万円	

8.2. 配置案別の事業費

以上の事業費単価に基づき、市民ワークショップによる 5 つの配置案の事業費を以下にまとめる。

このうち、配置案 1「にぎわいでつながる」の案が 44 億円以上と高くなっており、その多くは施設建築費となっている。一方で、建築物の少ない配置案 4「のびのび遊ぶ」では 23 億円程度であり、他の案でも概ね 27～31 億円の範囲となっている。

このように、事業費は本公園に整備される建築物の規模や仕様によって大きく左右されることから、今後、本公園のコンセプトや求められる機能を踏まえた適正な施設規模を設定することが重要となると考えられる。

表 17 配置案別の概算事業費

単位：百万円

項目		配置案				
		1	2	3	4	5
		にぎわいでつながる	のんびり過ごす	多世代で楽しむ	のびのび遊ぶ	自然を愛でる
公園整備		760	760	760	760	760
空中回廊		-	261	-	-	-
歩道橋		31	-	-	-	-
ツリーハウス		19	-	19	-	19
遊具	大型滑り台	-	-	-	59	-
	複合型遊具	100	100	100	100	100
	アスレチック遊具	49	49	49	147	49
	ふわふわドーム	59	-	-	-	-
残存物件撤去		55	55	55	55	55
建築物（複合施設・トイレ等）		2,356	1,305	870	787	1,247
屋根付き広場（テラス、ステージ屋根 含む）		540	255	905	198	255
市道整備費（緑化センター八幡前線）		50	50	50	50	50
工事価格		4,019	2,835	2,808	2,156	2,535
消費税(10%)		402	284	281	216	254
概算整備価格		4,421	3,119	3,089	2,372	2,789

9. 今後の検討方針

以上の本公園の基本計画を踏まえた、今後の事業の検討方針について以下にまとめる。

(1) 基本コンセプトに基づく事業の具体化

本公園は、これまでの経緯から緑化センター跡地の既存の樹木を活かし、本公園は市民ワークショップの検討を踏まえて、「次世代へつなぐ創造の森」を基本コンセプトとし、子どもたちの社会性と創造性を高め「生きる力」や「郷土愛」を育むプレーパークとして検討を進めることとする。この方針に基づいて、本公園に求められる機能について具体的に検討していくことが必要である。

(2) 基本計画案の集約

本計画では、市民ワークショップによる 5 案を提示し、各案に求められる機能やその配置、概算事業費を算出した。今後、これらの案を最大限に活かしながら、基本コンセプトに基づいて一つの基本計画案に集約していくことが必要である。その際に、可能な限り市民のアイデアを採り入れ、市民ワークショップで検討されたニーズや想いを大切にしつつ、本公園の立地や規模、財政負担などを考慮しながら、実現可能な案に集約していくことが求められる。

(3) 継続的な市民参加

本計画策定において、「甲斐市まちづくり基本条例」に基づき、幅広く市民の意見を反映するためのワークショップを中心に検討を進めてきた。本公園の運営・維持管理でも協議会の設置など市民との協働について想定されることから、市民の意見が反映される仕組みや、より積極的に運営・維持管理に携わる機会を設けていくことが重要である。そのためには、今後において、ワークショップといった市民参加の場を継続的に設けていくことが望ましいと考える。

令和4年2月定例市議会市長施政方針（抜粋）

山梨県緑化センター跡地を活用した、（仮称）篠原地区公園の整備につきましては、お寄せいただいた 1,680 通、4,250 件の活用アイデアをもとに、市民参加による公園づくりを進め、これまで、「こども」、「大人」による市民ワークショップを開催し、整備基本計画の策定を進めて参りました。

これらを踏まえ、緑化センター跡地の既存の樹木や緑を生かしながら、自然の中での遊びを通して学び、子どもたちの社会性と創造性を高め、「生きる力」や「郷土愛」を育むプレーパークとして、公園の基本コンセプトを「次世代へつなぐ創造の森」といたしました。

この公園は、可能な限り市民の皆様のアイデアを採り入れ、遊具や芝生広場などを配置するとともに、子育てや学びなど、甲斐市版ネウボラ推進プロジェクトの拠点となる複合的施設を核に、防災面にも配慮し、誰一人取り残さない共生社会の実現に向けた、誰からも愛される公園を目指し整備を進めて参ります。

10. 参考資料

10.1. (仮称)篠原地区公園整備基本計画策定業務アドバイザー

都市計画（都市公園）・まちづくりといった専門知識のほか、市民合意形成について豊富な経験実績を有するアドバイザーを置き、第三者の立場から計画策定に対する支援を求めた。

アドバイザー：大山 勲（おおやま いさお）氏

【専門分野：景観・空間デザイン、まちづくり】

- ・ 国立大学法人 山梨大学 大学院総合研究部教授
- ・ 市都市計画審議会委員 ・ 市景観審議会会長

10.2.市民ワークショップ

10.2.1. こどもワークショップ

(1) 概要

日 時：令和3年9月20日（月・祝）午前10時～正午

参加者：小学生19名（市内小学校1～6年生）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生7名

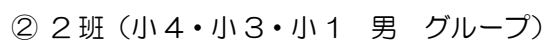
甲斐市役所 5名

山梨総合研究所 6名

(2) 主な内容

1. 開会
2. インフォメーション
3. アイスブレイク（体じゃんけん）
4. 探索・遊び
5. 絵を描こう！
6. お絵描き発表
7. 参加証・参加賞交付
8. 集合写真
9. 閉会

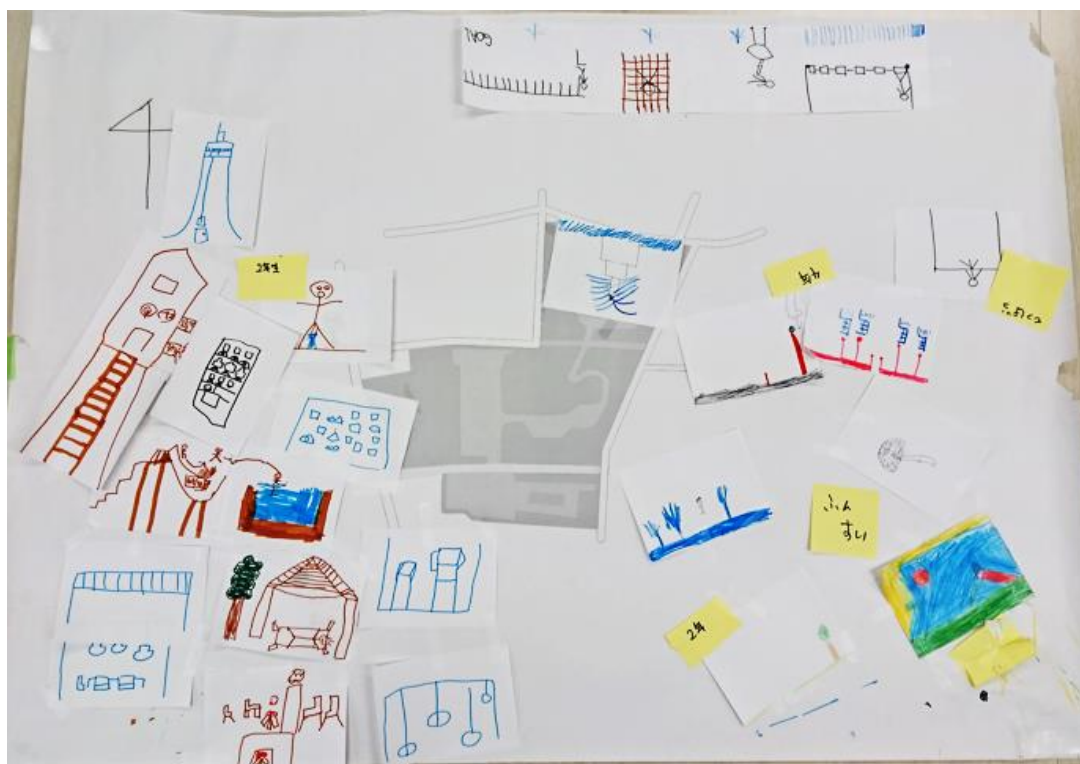
① 1 班 (小 6・小 4・小 2 男女 グループ)



③ 3班 (小1 女 グループ)



④ 4班 (小4、小2 男 グループ)



⑤ 5班 (小1 男 グループ)



⑥ 6班 (小3 女 グループ)



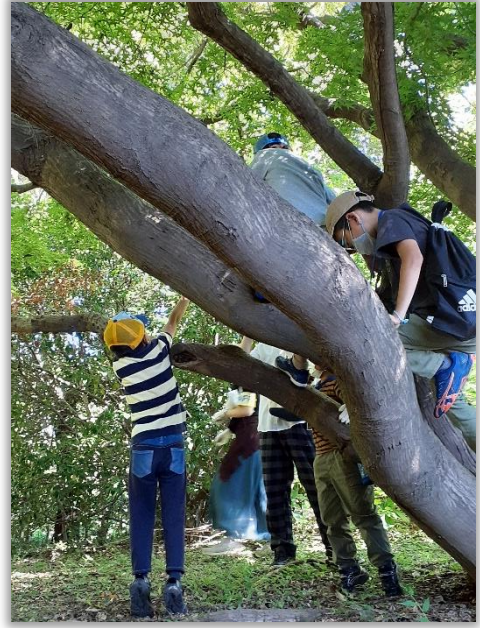


図 21 こどもワークショップの様子

10.2.2. 大人ワークショップ

(1) 第 1 回

日時：令和3年9月30日（木）午後7時～9時

場所：甲斐市役所新館 2 階 防災対策室

参加者：19名（欠席4名）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生 4 名

甲斐市役所 4 名

山梨総合研究所 5名

内容：

1. 開会 課長挨拶
2. チェックイン（参加者自己紹介）
3. ワークショップの概要説明
4. 想いを共有する
5. 市民アンケートのまとめ
6. テーマの選定
(3.活用アイデアの適性考察 3.1 アイデアの分析(3) 検討テーマの設定を参照)
7. 次回の予定説明
8. チェックアウト（気づき・感想の共有）
9. 閉会

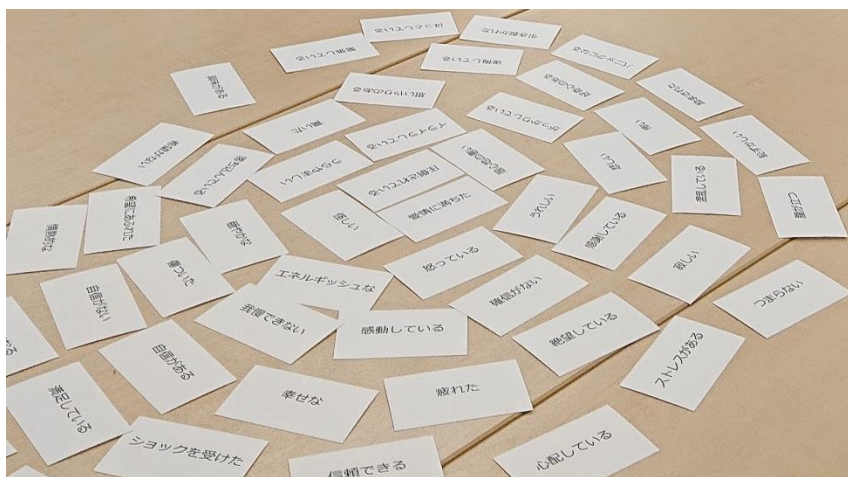


図 22 参加者の思いを共有するために使用した感情カード

(2) 第2回

日時：令和3年10月7日（木）午後7時～9時

場所：甲斐市役所新館2階 防災対策室

参加者：22名（欠席1名）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生3名

甲斐市役所 4名

山梨総合研究所 5名

内容：

1. 前回の振り返り
2. チェックイン（各班）
3. こどもワークショップの様子について（動画&ニーズエピソード集）
4. アイデア出し（こども視点&大人視点）
5. アイデア出し（全体共有後にさらに）
6. 次回の予定
7. チェックアウト（気づき・感想の共有）

アイデア出し：こどもワークショップの動画を見ながら、子どもたちが公園に求めていることは何か感じ、また、大人にとっても必要なこと等についてアイデア出し。

成果物：

- ① 1班 にぎわいでつながる



② 2班 のんびり過ごす



③ 3班 多世代で楽しむ



④ 4 班 のびのび遊ぶ



⑤ 5班 自然を愛でる



(3) 第3回

日時：令和3年10月28日（木） 午後7時～9時

場所：甲斐市役所新館2階 防災対策室

参加者：18名（欠席5名）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生6名

甲斐市役所 4名

山梨総合研究所 5名

内容：

1. チェックイン（各班）
2. 前回の振り返り
3. 各グループのアイデアについて「誰が/何を」など6w1hで整理（収束）
/先進事例紹介
 - ◆子育て世代の声を聴いてみよう。
 - ◆ストーリーを考えてみよう。
 - ◆ストーリーを絵にしてみよう。
4. 次回の予定
5. チェックアウト（気づき・感想の共有）

ストーリーの作成：子育て世代にヒアリングを実施後、その世代のニーズを考え、各グループの検討テーマをもとに、1日公園で過ごすストーリーを作成。



図 23 子育て世代へのヒアリングの様子

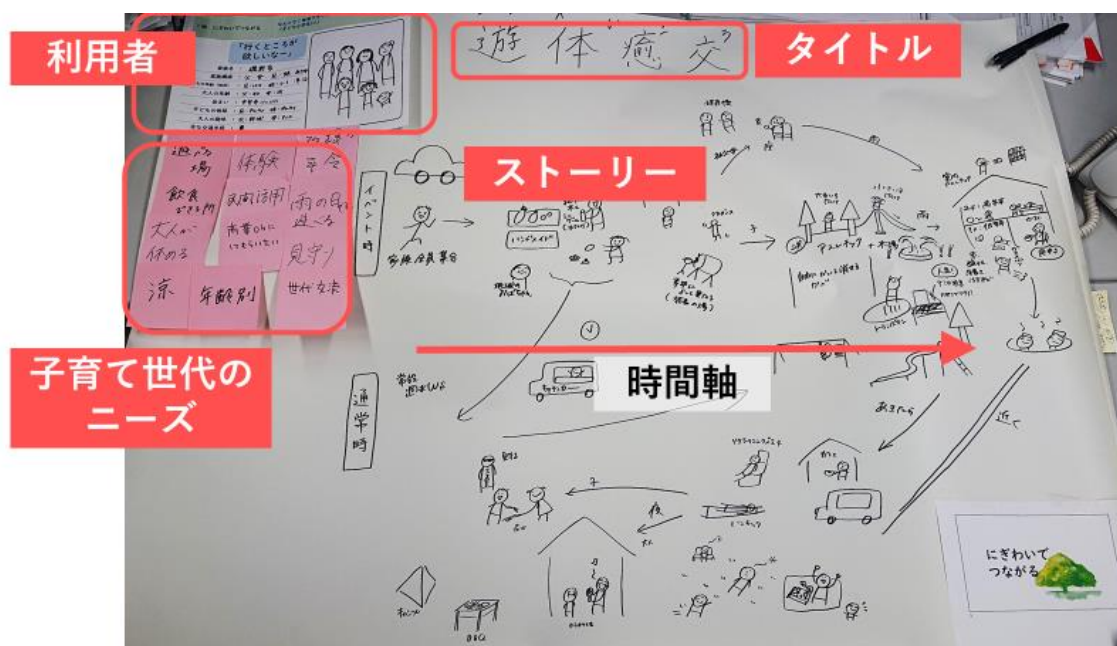
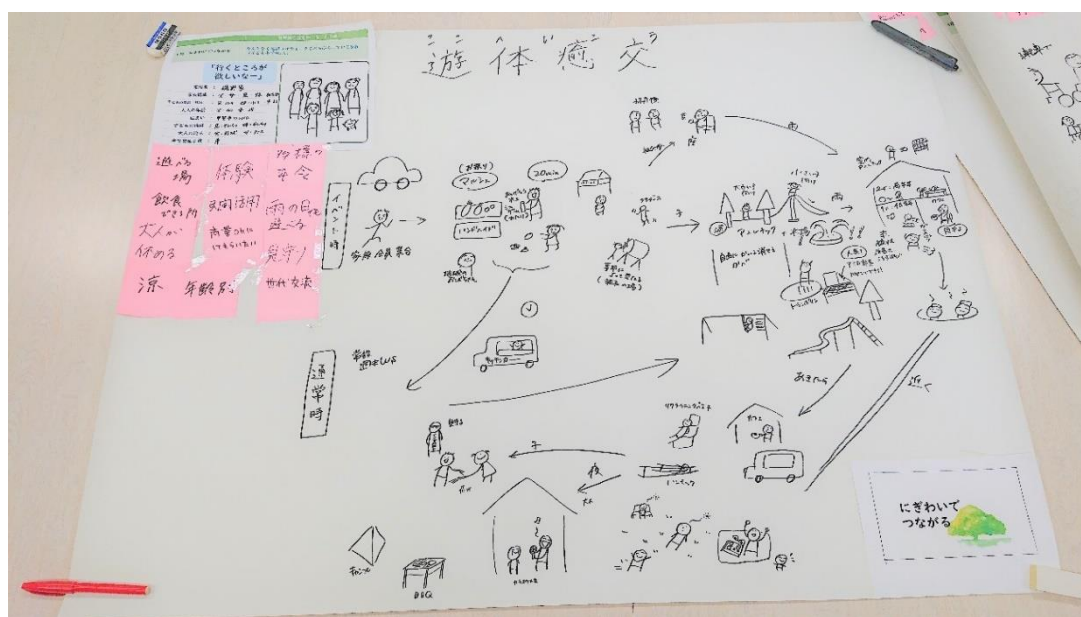


図 24 ストーリーの記載例

成果物：

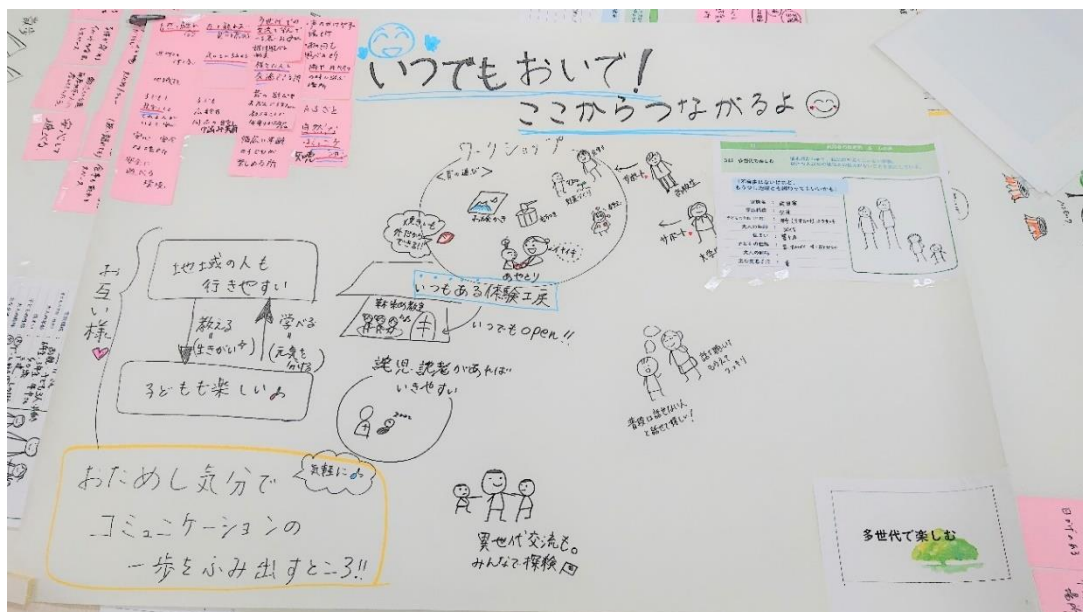
- ① 1 班 にぎわいでつながる



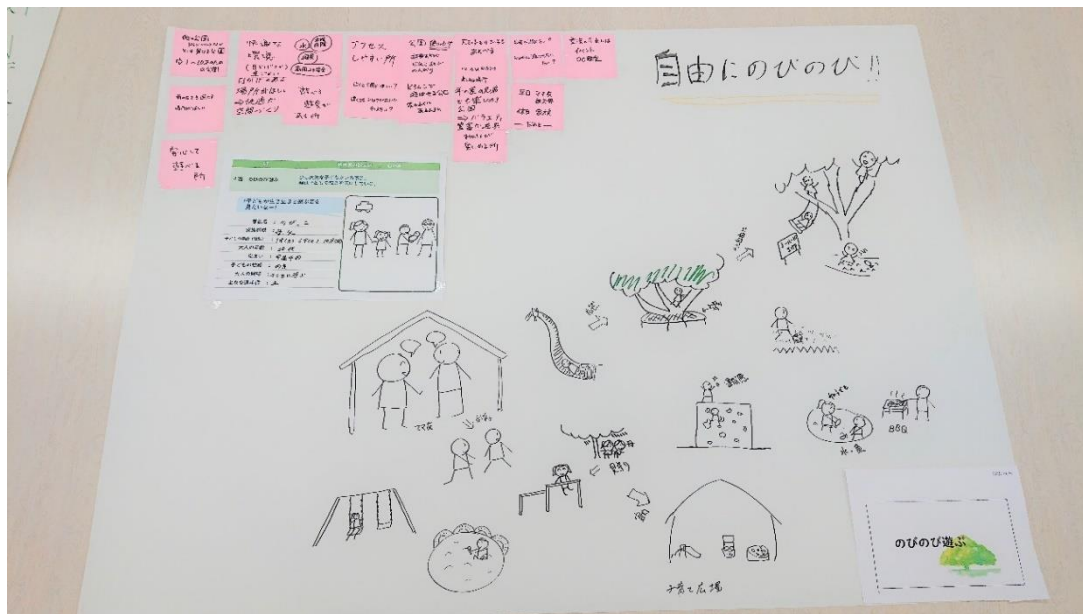
② 2班 のんびり過ごす



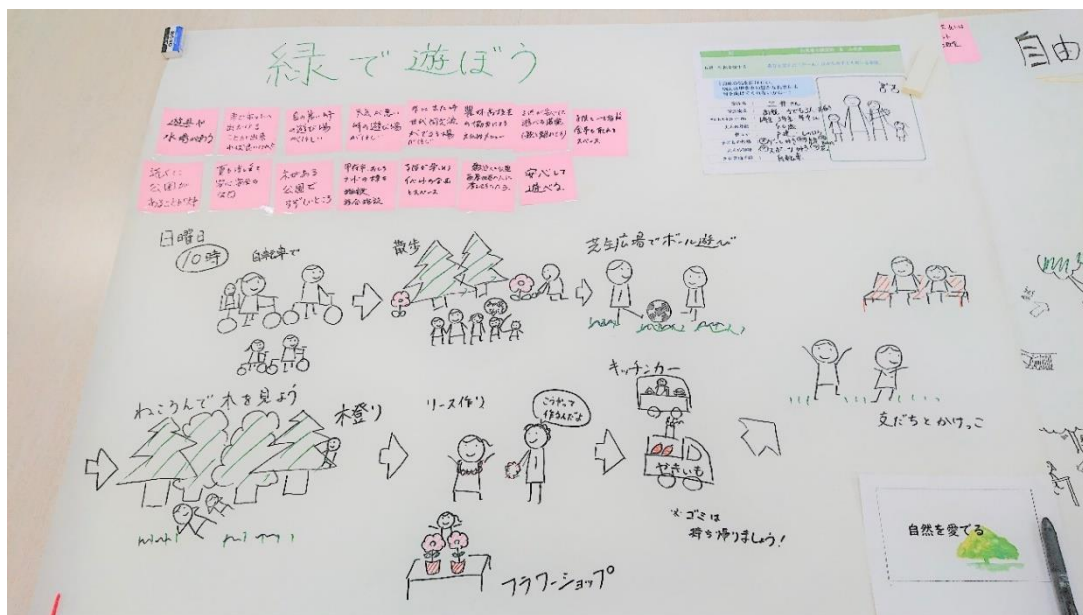
③ 3班 多世代で楽しむ



④ 4 班 のびのび遊ぶ



⑤ 5 班 自然を愛でる



(4) 第 4 回

日時：令和 3 年 11 月 4 日（木） 午後 7 時～9 時

場所：甲斐市役所 本館 3 階大会議室

参加者：19 名（欠席 4 名）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生 6 名

甲斐市役所 4 名

山梨総合研究所 5 名

内容：

1. チェックイン（各班）
2. 前回の振り返り
3. 実現可能性の検討
4. アイデアの具体化・地図上へのプロット
5. 次回の予定
6. チェックアウト（気づき・感想の共有）

配置図作成：第 3 回で考えたストーリーを実現するための機能を、図面上に記載。

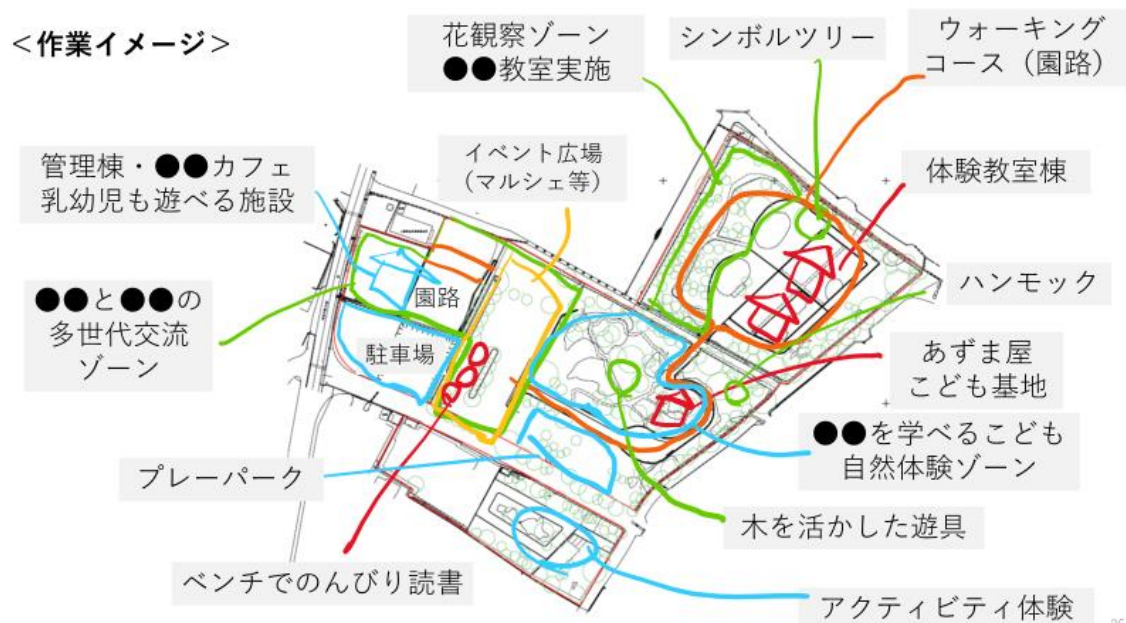


図 25 第 4 回大人ワークショップ作業イメージ

成果物：「4.市民ワークショップ 4.2.大人ワークショップ(3)アイデアのまとめ」に掲載。

(5) 第5回

日時：令和3年11月18日（木） 午後7時～9時

場所：甲斐市役所 本館3階大会議室

参加者：20名（欠席3名）

山梨大学 大山教授（アドバイザー）・学生3名

甲斐市役所 4名

山梨総合研究所 5名

内容：

1. チェックイン（各班）
2. 前回の振り返り
3. まとめと全体共有
4. 市民フォーラム（成果発表会）に向けて

まとめ作業：第4回で考えた配置図をさらに検討。第3回時のスケッチやイメージ写真等も貼付することにより、配置図を具体化。



図 26 第5回大人ワークショップ作業イメージ

成果物：「6.土地利用計画 6.2 市民ワークショップによる配置案」に掲載。



図 27 大人ワークショップの様子

10.3.市民フォーラム

大人ワークショップにおいて、5つのグループで検討していただいた公園の整備アイデア（配置案）について、市民に向けた発表の場として、「市民フォーラム」を開催することとした。

令和4年1月・2月の開催に向け、大人ワークショップ参加者による準備会を行うなど、発表に向けて各グループにおいて調整を進めていたところであったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し、市民フォーラムの開催を中止することとなった。

そのため、市民フォーラムの開催に代え、市民フォーラムで発表する内容について、グループごと撮影を行い、令和4年2月から甲斐市公式 YouTube にて動画配信を行っている。

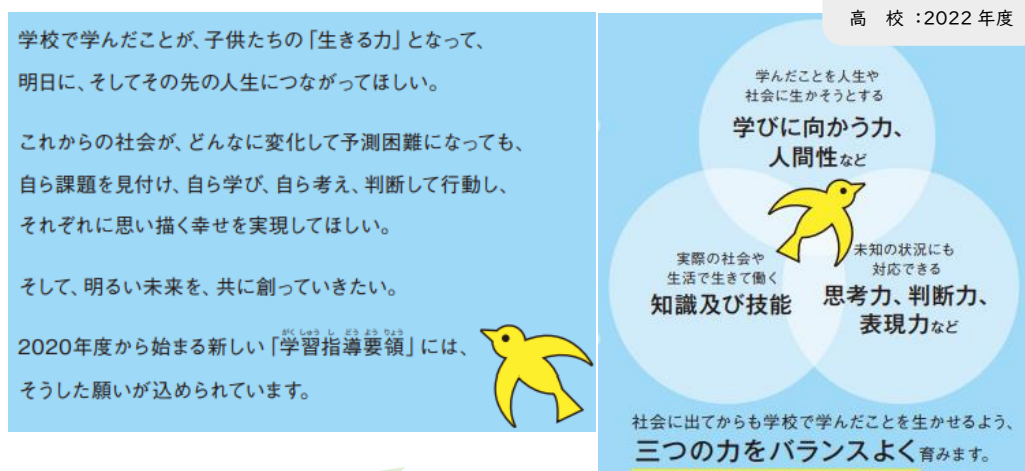
（配信 URL：<https://www.youtube.com/watch?v=aHkVCmiEIZo>）



図 28 YouTube にて配信した市民フォーラムの一画面

10.4.事業コンセプトに関する参考資料

(1) 新しい学習指導要領

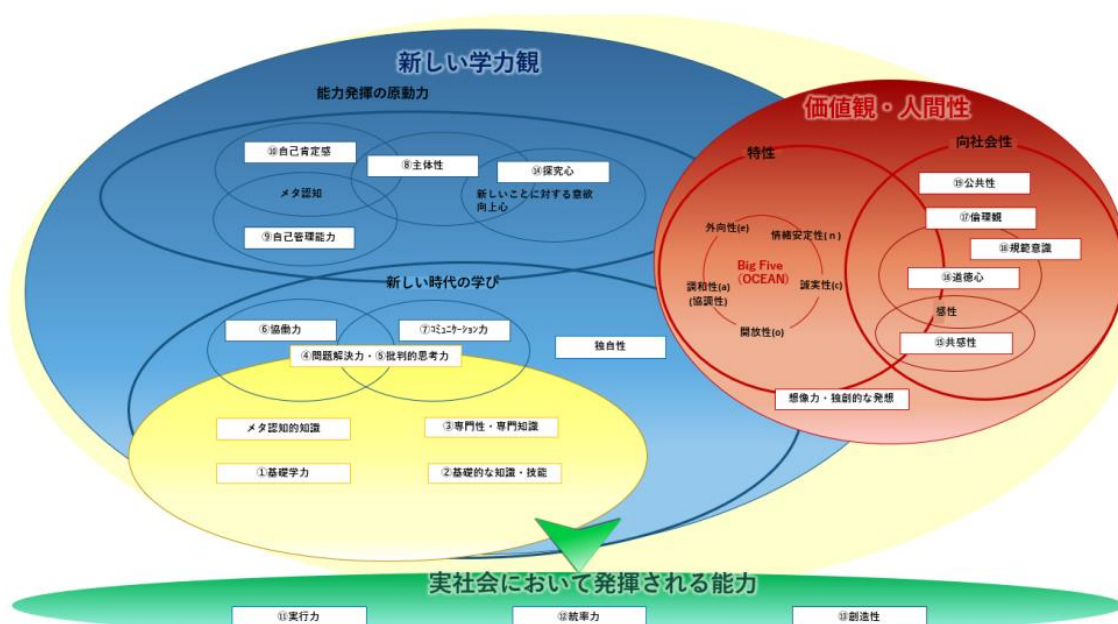


学校でも「生きる力」が重視されています！
生きる力を育むには、学校以外にも様々な「機会」が不可欠です。

資料：文部科学省「新しい学習指導要領リーフレット」

図 29 新しい学習指導要領

(2) 「非認知能力の育成と発揮」に関する要素概念図



資料：一般財団法人日本生涯学習総合研究所
「非認知能力」の概念に関する考察（Ⅱ） 2020.11）」

図 30 「非認知能力の育成と発揮」に関する要素概念図

10.5.庁内における検討体制

(1) 「(仮称)篠原地区公園整備庁内会議」の設置

庁内における検討体制としては、令和２年度に「山梨県緑化センター跡地活用庁内検討会」を組織し、(仮称)篠原地区公園事業用地周辺における道路、上下水道等の整備状況や交通・防災等の課題などを共有した。また、令和３年度においては、本計画策定に向け関連部署と個別協議を重ねてきた。

令和４年度、基本コンセプト「次世代へつなぐ創造の森」を実現する公園整備に向け、事業内容や施設・設備等について幅広い情報共有とともに具体的な検討を行う庁内体制として「(仮称)篠原地区公園整備庁内会議」を設置した。

(2) 「(仮称)篠原地区公園整備庁内会議」の構成

関係部署		備 考
経営戦略課	経営企画係	指定管理制度、PFI、公共施設計画
脱炭素社会推進室	エネルギー政策係	公共建築物におけるZEB
障がい者支援課	自立支援係	子育て支援（障がい児支援）
子育て支援課	児童係	子育て支援
	子育て支援係	
健康増進課	母子保健係	子育て支援（ネウボラ推進）
防災危機管理課	防災減災係	防災
図書館	総務係	教養施設
都市計画課 (事務局)	整備係	全般調整
	緑化センター活用推進係	

(3) 令和４年度「(仮称)篠原地区公園整備庁内会議」における主な検討

①第１回会議 令和４年４月１１日（月）

- ・(仮称)篠原地区公園整備基本計画及び基本コンセプトの共有
- ・基本コンセプトの実現に向け各部署にヒアリング実施について周知
- ・情報共有

②各課ヒアリング 令和４年５月１０日（火）

- ・子育て支援課、健康増進課、障がい者支援課（都市公園内における子育て支援）
- ・図書館（児童書コーナーの在り方など）
- ・防災危機管理課（防災面を考慮した設備整備、一次避難地、地域防災計画の改定）
- ・脱炭素社会推進室（建築物のZEB化）

③第２回会議 令和４年５月１７日（火）

- ・ヒアリング結果報告
- ・今後のスケジュール

④第3回会議 令和4年6月28日(火)

- ・検討状況の共有
- ・整備計画案の協議

⑤第4回会議 令和4年7月13日(水)

- ・整備計画案の協議

⑥各課個別協議 令和4年7月～9月

- ・整備計画案の協議
- ・設計基礎調査及びサウンディングの実施について

⑤第5回会議 令和4年11月8日(火)

- ・設計基礎調査及びサウンディングの実施について

(4) 令和5年度「(仮称)篠原地区公園整備庁内会議」における主な検討

①第1回会議 令和5年4月20日(木)

- ・整備計画案の共有
- ・設計業務及びサウンディング調査の実施について

②各課個別協議 令和5年4月～11月(都度開催)

- ・設計に係る協議(公園配置、建築物諸室設定、防災機能、公園の脱炭素化・ZEB化等について)
- ・サウンディングの実施について